

総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山 哲男

1 日 時 令和6年6月25日（火） 10時00分開会、16時18分閉会
教育委員会、政策企画部、環境市民部

令和6年6月26日（水） 10時00分開会、10時38分閉会
総務部・消防担当部

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子

4 事務局職員 前田 紀子、起本 一生

5 説明員

吉本副市長

【教育委員会】伊藤教育長、升教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、吉永ひかり学園推進課長、
原田学校教育課長、田中学校教育課主幹、国広文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ
推進課長、眞嶋図書館長、高橋学校給食センター長

【政策企画部】岡村政策企画部長、北川財政課長兼行政経営室長、坪根企画調整課長兼秘書室長、藤井
情報・DX推進課長、岩崎税務課長、守田収納対策課長、前田会計管理者、高木会計課長

【環境市民部】小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、周田環境政策課長、山根生活安全
課長、原田市民課戸籍担当課長、西村人権推進課長兼ふれあいセンター所長、讃井地域づくり推進
課長

【総務部・消防担当部】山岡総務部長、赤星消防担当部長、坪井総務課長兼人材育成・女性活躍推進室
長、海老本防災危機管理課長、中原消防担当参事、秦消防担当課長、清水入札監理課長、中田監査
委員事務局長、松村選挙管理委員会事務局長、守田大和支所長兼大和支所住民福祉課長、国光室積
出張所長、奥田浅江出張所長、松岡三島出張所長、弘周防出張所長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他（傍聴） 市議会モニター、報道2社

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第51号 光市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

説 明：国広文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

②議案第46号 令和6年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：加川教育部次長、吉永ひかり学園推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

質 疑

○仲小路委員

おはようございます。それでは、こちらの移転改修事業についての4ページのところに概算費用がございまして、1番が12億8,000万円、2番が1億円、3番のところが2,000万円で、実質的な設備あるいは備品につきましては、14億円というふうになりまして、それ以外は委託料あるいは管理料になりますので、実質的な設備あるいは施設のその費用としましては14億円と考えられます。

実際に10億円が当初予算にありましたが、具体的には明確なものがあって10億円というよりも、再度検討し直してこの14億円になったというふうを考えられますけれども、そういう意味で、この14億円につきまして、実際の整備費用の内訳として、現実の作業としましては、内装の工事あるいは段差の解消、あるいは外構工事、また樹木撤去、あとは照明のLED化、あるいはエアコンの工事等がいろいろありますけれども、できる限りこの明細について計算されている内容でお示しいただければと思います。

特に、エアコンについては、移設あるいは更新、あるいは新設の台数が分かりましたら、併せてお示してください。

○吉永ひかり学園推進課長

それでは、このたびの事業費の明細について御質問いただきましたので、その内容について御説明させていただきます。

まず初めに、普通教室棟であったり、管理・特別教室棟、あるいは武道場、体育館棟の工事内容でございますが、このたびの補正予算では、施設整備として、その部分で2億8,000万円追加をしております。その2億8,000万円のうち、今申しました内容の内訳でございます。

主には校舎、普通教室棟につきましては、4階部分を新たに活用するというところで、4階工事一式が追加されたものでございます。また、武道場につきましては、普通教室棟と武道場を渡るときに渡り廊下がございますが、その渡り廊下はかなりさびて腐食している状況になっておりますことから、渡り廊下を撤去し、このたび新設をするということで追加になったものでございます。

そのほかにも、管理・特別教室棟のところで申し上げますと、トイレの洋式化の部分で、当初多目的トイレを校内全体で1か所というふうに想定しておりましたが、そこにさらにもう1か所追加し、多目的トイレが合計で2か所になります。その部分の追加工事であったり、あるいは創作ゾーン、先ほど御説明をさせていただきましたが、この辺りの整備に係る費用。

また、体育館で申し上げますと、実際に共同企業体のほうに中に入っていたき、より詳細な内容を確認していただき、内壁について雨漏り等が発生しておりましたことから、その辺りを改修するものでございます。

こうした校舎等の本体工事の部分で、このたび1億2,400万円を計上しているものでございます。

そのほかでございますが、今度は施設全体的にいえるところではありますが、建具等のバリアフリー化に係る部分が新たに追加したもの等です。それ以外には、例えば給水管の赤さび対策。学校が閉校して長く使われておりませんでしたことから、その辺りの赤さび対策の費用。また、施設全体的に電気・機械設備ということで、エアコンの追加であったり、そのほかのトイレの洋式化も含めてですけれども、そうしたバリアフリー化、給水の関係、電気・機械設備の関係で、合わせて1億5,600万円の追加でございます。先ほどの校舎等の本体工事と併せて2億8,000万円ということで合計となっております。

またこのたび、新たに追加した1億円。こちらにつきましては屋外附帯設備が内容が固まりましたことから計上させていただいたものでございまして、この中身につきましては、先ほど少し申し上げましたが、中庭の舗装等、この辺りが一式で3,000万円。またスロープ、こちらについてはグラウンドに入るところでございますが、この辺りのスロープの設置、あるいは駐輪場を新たに新設するこ

とであったり、またグラウンド側に屋外トイレがございますが、現在使うことができない状況となっておりますことから、この屋外トイレに関しては建て替えるということになっております。また、全体的に樹木等の撤去、こうしたことも行いますことから、併せて1億円でございます。

このたびの改修事業については、あわせて、今の部分で1億円も含めて3億8,000万円ということになっております。

また、もう一点の御質問で、今度はエアコンということでの御質問をいただきました。エアコンにつきましては、実際に現在の校舎の中に既存のエアコンが24か所ございます。その24か所のうち、使わない教室もありますことから、その使わない教室につきましては別の場所に移設するということで、24か所のうち6か所が移設となっております。

続いて、既存のエアコンで更新しなければいけない箇所が6か所ありましたので、そこを6か所更新をいたします。また、新設といたしましては20か所でございます。併せてエアコンの整備につきましては、計50か所、既設も含めて50か所でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

細かい説明ありがとうございます。

今、補正の3億8,000万円についての内容でありますけれども、もともと当初の10億円ということがありましたけれども、これについて内容がきっちり決まっていたわけではないと思うんですが、その辺は、もともと10億円というのは、内容はきちんと決まっていたということでよろしいでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

10億円の内容ということになります。当初のプロポーザル設定時に、その内容につきましても現地を確認して、当初の案で検討していたという部分はございまして、その内容でいきますと、先ほど申しましたけれども、追加前は4階部分を使わないということで考えておりましたことから、4階をのけた部分で、先ほどの4ページにも記載しておりますような各施設の老朽化の状況を確認し、屋上防水、外壁改修、内装等、この辺りを一式含めて、トイレの洋式化でございますことや、照明LED化、この辺も一式含めて10億円ということで見積もっておりました。

さらに細かく申し上げますと、今度はちょっとざっくりにはなるんですが、普通教室棟、先ほど申しましたように、今回校舎が大きく2つ分かれておりまして、北側の普通教室棟と武道場の部分で3億8,700万円。南側の管理・特

別教室棟と体育館の部分で2億4,800万円で、合わせて6億3,500万円でございます。これに今度は校舎等の全体的な部分でございますが、電気・機械設備で3億6,500万円で、合わせて10億円ということで、当初から一定の整備については、概算ではありますが、検討はしておりました。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これについては、概略の今、合計の説明がありましたけれども、最終的にはきちんとした算出の計算はあるということによろしいですか。今回示していただくのも結構ですけれども。

○吉永ひかり学園推進課長

今後の詳細はということでございますが、先ほど御説明させていただきましたが、現在設計について共同企業体のほうで進めておりまして、その辺りがまとも次第、今度は市のほうでその内容を確認して、正式に今度は工事契約に向けた内容を詰めていきたいというふうに考えております。

○仲小路委員

その工事契約、最終的に明細の金額はいつごろ決定する予定でしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

その時期の問題でございますが、設計のほうは8月ということになっていただいておりますので、大体1か月ぐらいその時間を今度はこちらのほうでの精査をいただいて、できれば9月ぐらいに御説明ができればというふうに思っております。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

○西崎委員

まず初めに、浅江中移転に伴う改修工事が、この3月定例会では1年という話だったのが、2年間に延びたわけですが、この理由をお尋ねします。

○吉永ひかり学園推進課長

工期が1年延びたということでの御質問をいただきました。先ほどの委員会資料のほうでも少し御説明をさせていただきましたけれども、去年の10月に議

会において工事内容、このときは概算でございましたが、10億円ということでの御説明をさせていただきました。

その後ですけれども、改修内容について現地での確認を踏まえ、内容を検討しながら、先ほど申しましたように、様々な方からの御意見をいただきながら、またそのときに専門家の御意見もいただきながら、学校全体を学びの空間として、新しい時代の学びを実現する学校施設、この考え方を学校全体に取り入れるということで、改めてその内容を反映し、その結果、改修箇所が増加し、事業費が増加となり、それに伴い工期の延長が必要となったというものでございます。

以上でございます。

○西崎委員

3月議会、私も一般質問したわけですが、そのときに、今考えると、当初予算に上げているこの金額は全く概算で、将来変わる可能性がありますよという言葉は一つもなかったんです。それで、浅江中からの教室の机等移転は春休みになるのか、それとも夏休みになるのかというのを教育長と質疑応答したわけですが、今考えると非常にむなしいものになっている。

それと、僅か3月から6月議会の数か月で、当初予算から5億円その工事費が増加した理由も、これも非常に不審なんですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

当初予算から数か月でこのたびの補正予算に計上したということで、進め方についての御質問だと思います。その内容につきましては、少し事業費の、事業を検討する上での考え方といいますか、これまでの進捗も含めて少し御説明をさせていただきたいと思います。

考え方でございますが、去年の9月議会で御説明した際、工事費の10億円ということで、これは債務負担行為でございましたが、計上させていただきました。その際、その積算につきましては、実際に現地、これはちょうど今回9月で、去年の9月に議会でお示しをさせていただきましたので、ちょうどその前でありまして、夏休みを活用し、現地を先生方とも一緒に確認しながら、光丘高校の跡地の施設改修に必要な箇所というものをピックアップし、内容を検討していったと。その検討する際には、教室配置などを含めた施設規模については、現在の浅江中学校の機能を移転することを前提に検討していったという経緯がございます。

これらに基づき、過去の実績等も踏まえながら建築所管で簡易的に積算をし、概算で予算計上、債務負担行為ですが、決定したところでございます。

あわせてその後でございますが、工期につきましても、設計施工の一括発注方式を採用し、事業者を公募型のプロポーザルで選定するなど工期短縮が可能な手法を取り入れ、令和6年度の完工、7年度中の移転というのを当時は目指していたという流れになります。

昨年の9月議会の中で、事業費の議決後でございますが、先ほども少し御説明をさせていただきましたが、引き続き学校や保護者、地域住民等で構成した学校運営協議会の皆さんや先生方、そのほかにも関係者、専門家等との現地視察を視察し、協議を重ねた結果でございますが、先ほど申しましたように、学校全体を学びの場として捉える新しい時代の学びを実現する学校施設という考え方を、貴重な御意見をいただきましたことから、これらを踏まえて、新しい浅江中学校が子供たちの学びをより豊かなものとする学校施設として、単なる改修にとどまらず、子供たちや教職員、保護者、地域の方々にとって、よりよい施設となるよう改修内容を取りまとめたところでございます。

したがいまして、当初予算というところで申し上げますと、当初予算編成段階では現在のような状況をお示しできる状況ではなかったということから、このたびの補正予算で補正内容を取りまとめて計上させていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

○西崎委員

ただいまの課長の説明によりますと、当初予算は仮置きだったんですと。概算の金額でしたよと。それは、3月議会にそういう説明は一言もなかったんですよ。今のお話を聞いたら、今後市教委には真摯な質問はできないです、そういうことなら。一言そういう説明があれば、私も質問の仕方があった。その点についてどうですか。

○吉永ひかり学園推進課長

進め方のところを繰り返しの御質問になると思うんですけども、私どもといたしましては、限られた時間の中で、よりいろんな方の意見をいただきながら検討した結果ということで考えておりまして、流れといたしましては、非常にタイトではありましたが、進め方、きちんと説明できる段階で説明をしてきたという流れで、このたびに至ったというふうに考えております。

以上でございます。

○西崎委員

それでは、補正予算書10ページをお開きください。

10ページに、中学校費、学校管理費として、結局、当初予算と補正予算額を合わせて21億5,026万円という金額が上がっておりますが、この財源の内訳を教えてください。

○吉永ひかり学園推進課長

このたびの補正額の4億8,548万円、これの内訳ということかと思いますが、この内訳につきましては、先ほどの4億6,000万円、合併特例債でございます。以上でございます。

○西崎委員

私が教えてほしいと言ったのは、21億5,026万円の内訳を教えてください。

○委員長

分かりますか。西崎委員、どこを指しているか。大丈夫ですか。大丈夫であれば。

○西崎委員

いや、だから補正予算書の10ページの最下段。結局、補正後の事業費が21億5,026万円。この財源の内訳を教えてください。

○吉永ひかり学園推進課長

21億5,026万円、これは補正後の中学校費の合計でございますが、中学校費の学校管理費の合計でございます。その内訳で申し上げますと、まず国県支出金が2,377万5,000円。地方債がこのたびの4億6,000万円を足し上げて19億1,540万円。その他といたしまして469万8,000円。残りの一般財源が2億638万7,000円でございます。

以上でございます。

○西崎委員

地方債19億1,540万円。これは先ほどから説明があったように、ほとんど合併特例債を2か年、繰越しをやるということですが、利用するということです。市教委が説明している繰越しというのは、できないことはないけれども、原則は令和6年度が最終年度なので、よっぽどの事情がない限りは安易に1年繰越しをしてはならないということは理解していると思うんです。

それから次に、これ問題ないんですけれども、3ページの今の説明文をお開きください。

浅江中学校移転改修事業について、(案)の3ページです。このただいまの吉永課長の説明では、各学年4クラスを配置する。そして、1年から3年まで12教室要るんだという説明でございました。それで6ページの添付図面を見ると、確かに12教室確保されておりますが、将来、浅江小学校が転入してきたときに教室不足、これじゃなると思うんですが、そのときどうしますか。

○吉永ひかり学園推進課長

現在の移転先である光丘高校の跡地の校舎が、今後小学校が移転する際に部屋が足りなくなった場合ということで御質問いただきましたが、まずこのたびの改修についての考え方を少し御説明をさせていただきますと、このたびの改修につきましては、もともと本市の学校施設の長寿命化計画の中で、現在の浅江中学校について令和7年に長寿命化改修の時期を迎えるということで、当初はそこを予定しておりましたが、その浅江中学校の改修をせずに、このたびの光丘高校の施設を改修し、有効活用を図っていこうということで進めていくものでございます。

実際に、このたびの改修で進めていきながら、今度は施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針と関連があるものでございますが、今度は小中一貫あさなえ学園にかかわる部分でございますが、この方針では、あさなえ学園は第3期に位置づけておりまして、その考え方で申し上げますと、このたびの改修を行いながら、今度第3期を迎える小中一貫あさなえ学園のタイミングで、改めて施設一体型の小中一貫あさなえ学園の整備について検討するということとしておりますことから、現時点で、改修後の施設の中に、例えば20年後に小学校が入るという部分に関しましては、現在想定をしていないということになっております。

したがって、現在の改修につきましては、今後20年程度もつような改修ということで、経費についても必要最小限に抑えているという内容でございます。

以上でございます。

○西崎委員

令和22年頃、浅江小学校が転入する、一緒になるということですが、その一、二年前にやはり小学校転入に備えた改修工事が必要であると、こういうふうに聞いておりますが、この6ページの平面図では、小学校転入時にどこをどういうふうにする必要があると思われますか。

○吉永ひかり学園推進課長

令和22年度頃の改修をどのようにしていくかということでの御質問ですが、

改修につきましては、そのタイミングで改めて考えるということになると思います。ですので、例えば、基本的には昨年の方針の中でお示しをさせていただきましたが、現在の光丘高校跡地、ここが施設一体型のあさなえ学園の候補地になってくるというふうに考えております。

今回、そうはいっても施設整備をして、令和8年度頃に浅江中学校の生徒がここに移ってくるということで学校運営がスタートいたしますので、22年頃には、今度は学校運営を行いながらどう改修していくかというところを考えていかなければいけません。そのタイミング、内容につきましては、また改めて、例えば現在今進めている施設一体型やまと学園の新設と同じような形で、専門的な意見もお聞きしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西崎委員

学校運営協議会と何回も協議して、そしてこの6ページの改修計画平面図を作ったんだということですが、浅江小学校が入ってきたら、もっと教室が必要になるんです。今、4階までいっぱいいっぱい中学校だけで普通教室を確保している案で、小学校は入る余地がないんです。

それと、小学校転入時も備えて今回、合併特例債を活用した改修工事をするのが賢かったんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

小学校転入というのも想定しながら施設設備を検討するとしてはどうだったのかという御質問をいただきましたが、こちらについては、現状で、現在の光丘高校の施設が、これまで高校仕様ということで使われておりましたことから、小学生が使うには多くの課題があるというふうに認識をしております。

例えば水場、小学校は必ずありますが、各クラスに、その辺りの数が少ないであるとか、施設そのものも高校の生徒さんが使われるということで、当然体格の違いもありますことから、高校仕様ということで、それを小学生が前提に使うというのはなかなか困難な部分がございます。

このたびの改修の中では、小学生学びの場をつくるということで想定はしておりますが、こちらは先ほど御説明させていただいたとおり、中期の子供たち、5、6年であったり、その辺りの活用というのを想定しておりますことから、まだ、例えば階段の蹴上等の対応は可能というふうに考えますが、小学生全体というところでいくと、施設面では先ほど申しましたように少し難しいところがあるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

いずれにしても、令和20年頃は、また小学校を転入された何億円かかかる改修工事が必要であるということは理解しておりますが、今回、合併特例債を活用する令和6年度最後のチャンスでしたから、これをやったほうが私はよかったんじゃないかと思っております。

それと、最後の質問になるんですが、今、光市民では、光丘高校が浅江中学校へ移転するというのが非常に大きな興味、関心の的になっている。私のところにもどんどん質問してくれという投書がどんどん来るので、その中から一つ私に共鳴している部分があるので、御質問しますが、市教委のいう新しい時代の学びを実現する学校施設というのはどういう意味か分からないと。これを具体的に説明してください。

○吉永ひかり学園推進課長

新しい時代の学びを実現するということで申し上げますと、まず新しい時代というところの御説明が必要なのかというふうに考えております。

具体的には大きく2点あるんですけれども、例えば社会の在り方が劇的に変わる。これは皆さん御存じのとおり、Society5.0、こうした取組が社会全体の中で進んでいるというところと、そのほかにもまだ記憶に新しいですが、新型コロナウイルスの感染拡大などで、先行き不透明な予測困難な時代が今後続いていくというところで、これは皆さんが経験したところだと思いますが、こうした大きな時代の転換期になってくる中で、これは新しい時代というところで、子供たちの学びに関しても大きく変わっているところでございます。

その象徴的な取組といたしましては、1人1台タブレット端末を全ての学校で導入し、児童生徒がそうした端末も活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの実施、そうした中でその予測困難な時代を乗り切る、生きる力を育んでいくというところでございます。そうした多様な教育環境であったり、そうした学習の多様性、そうしたものを推進していく中で、これが新しい時代の学びに対応した学校施設にしていかなければいけないということで、教育環境である施設面もそれに対応して改修していかなければいけないというのが、このたびの浅江中学校で先ほど内容の中でお示しをさせていただいた、様々なゾーンや空間づくり、学校全体を学びの場にしていくという流れで整理をしたところでございます。

こちらにつきましては、令和4年3月に国が設置した学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議、これが取りまとめたものでございまして、その取りまとめの委員のお一人として参加をされた専門家の方にもこのたび御参加をいた

だいて、御助言もいただいたところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

例えば、今の課長の説明の中で、これから確実に来るのは少子化時代なんです。そういうワードはなかった、全然。コロナというのがありましたが、いつまでもコロナはずっと続くわけではない。むしろ少子化時代、それからP C時代、デジタル時代、A I時代、そういうふうな言葉が欲しかった。

それと、これを伊藤教育長にぜひ聞いてほしいという市民の声がある。私も共鳴、共感しているので聞きますが、やまと学園と浅江中の移転でもう既に50億円以上が必要になってくると。実際は60億円以上になると思うんですが、この市の財政運営を非常に心配しているが、このことについて、伊藤教育長の見解をお尋ねします。

○升教育部長

教育長の見解ということでございますが、事業費のことですので、まず私のほうからお答えをさせていただければと思います。

本会議のほうでも御質問があったかと存じます。教育委員会といたしましても、学校の整備、こちらにつきましては多額の経費がかかるということは承知しております。そのため、市内の学校を整備していく中で財政運営の平準化を図るということで、新設に係る方針も3期に分けて進めさせていただいております。

また、長寿命化改修につきましても、計画的に進めておるところでございます。

市全体の財政については、私のほうからお答えはできませんが、教育委員会のそういった財政事情が市の経営に大きな影響を与えないように、教育委員会としても留意しながら進めていくところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○伊藤教育長

財政のことでございます。今、教育部長が答弁したとおりでございますが、私も令和2年から教育長の職を拝命して、この事業につきましましてはずっと共に部長、課長とやってきたわけでございますが、その間、今部長が申しましたとおり、この施設改修、あるいは新設につきましましては、多額の経費を使うものでございます。

したがって、やはり平準化というものをしっかりと考えながら、これまで令和3年の長寿命化計画、そして令和4年の方針、これをつくってきて、そして

この事業に対応しようとしてきたところでございますので、この辺りはやはり計画性を持ってやってきたというふうに認識をしております。

以上でございます。

○西崎委員

いろいろと問いましたが、時間が参りましたので、私の質問を終わりにします。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○中本委員

それでは、体調を崩しておりますので、マスクを当てたまま質疑をいたしますので、よろしくお願いいたします。

今回の事業内容の補正を見て、約4億円に近い補正が出てまいりました。先ほどの説明の中で、改修事業の考え方をお聞きいたしました。土地建物の取得・交換等が、スムーズに県といろいろな面で賃貸契約、あるいは無償譲渡契約を締結したということで、まずまずひとつは安心をしたところであります。

施設の改修の考え方を含めて説明をいただきました。そして、施設改修によってつくり出せる空間、8つにわたって説明をいただきました。

先日、私は施設の現地視察をいたしまして、1階から4階まで丁寧な説明をお聞きいたしました。専門家の方々、学校運営協、教職員と共に現地を視察された後、そして御意見をいただき、協議を重ねて新しい時代の学びを実現する学校施設、多様な意見を反映したというふうな説明でありました。先ほどもそういう説明をいただきました。

より豊かな施設として具体的に施設改修内容をまとめられておるというふうに思っております。その意見の反映が随所随所に反映されているのかなというふうな思いをいたしたところであります。施設の改修内容は、概算費用財源であります。現地を視察しながら一定の理解をいたしましたが、この図面が膨大な図面でありますので、なかなか即、理解図が頭の中に浮かばない、そんな状況でありました。

そういうことを踏まえながら、今回の補正予算3億8,000万円について、3月の当初予算から2か月、こんな膨大な、4億円に近い補正であります。今までにない、例のないような補正予算だろうというふうに思います。

6月議会の補正については、緊急度を増す災害によって市民の方々が、あるいはいろんなことが起きたときに6月補正予算で対応すると。あるいは、国の市民に対するいろんな手厚い手当がある場合には、そういう6月で補正をするというふうに、私は自分なりに考えております。

3月の新年度予算検討のときであります、その予算であります、ちょっと甘い予算検討ではないかと。予算化にするに当たり、事前に分かったのではありませんか。10億円の予算を組んだ中で、さらに2か月後に4億円近い補正が出てきたということは、既にもう3月の新年度予算を検討する中で、少しはそういう素案があったのではないかというふうに私は思っております。いかがですか、お聞きをいたします。

○吉永ひかり学園推進課長

ただいま、当初予算からこのたびの補正予算ということで、限られた中で、進め方の部分としての御意見をいただきました。

当初の段階で素案があったのかどうかというところでございます。先行委員にもお答えをさせていただきましたが、このたび検討するに当たり、様々な御意見をいただきながら検討を進めてきたと。まとまったところが今回の補正のタイミングということで先ほど委員会資料として御説明をさせていただきましたが、当然、当初予算編成時にお示しした段階もその検討段階にありましたので、いろいろな専門家の御意見等もいただきながら、先ほどの様々なゾーニングであったり、空間づくりの部分はいただいておりましたが、その辺りをきちんとこのたびのようにまとめるという段階ではまだなかったことから、当初予算の段階ではお示しできなかったということになりました。

素案といいますか、大本のもっとちょっと粗い感じの部分の検討というのは当然進めておりましたので、その辺りの議会の皆様にお示しできる段階ではなかったけれども、検討は当然進めていたという、進捗としてはそういう状況だったということになります。

以上でございます。

○中本委員

先行委員とちょっと重複することがあるかも知れません。そのことを踏まえて、さらに質疑を進めてまいります。

3月議会の新年度予算の検討会議の中で、近い将来的に浅江中学校が旧光丘に移転するということはもう分かっていたわけですね。そうすると、その時点で素案があったということは、これは事実でしょう。したがって、今回の補正予算検討の審議の過程において、いろんな専門家、学校運営、教職員の方々が現地視察を終えられました。そういう方たちが様々な気づきをいただいたというのは、どんな気づきがあったのか、お示してください。

○吉永ひかり学園推進課長

気づきでございます。先ほどの資料の中で、2、3ページにあります施設改修によりつくり出される空間、この辺りでかなり反映をしている部分でございます。

例えば、この（１）の生徒・地域交流ゾーンでございます。こちらにつきましては、プロポーザル、当初でございますが、私どもといたしましても、この新しい時代の学びを実現する学校施設の考え方、当初から取り入れていくということでの検討はしておりましたが、そうした視点から、当初はこの生徒・地域交流スペース、1階部分でございますが、整備を進めていくというのは検討しております、その隣に図書室を隣接していくということでの検討を進めておりました。

その後ですけれども、地域の皆さんであったり、専門家の皆さんからの御意見もいただきながら、この生徒・地域交流スペース、このゾーンをさらに活性化していくという視点、そうした御助言を新たにいただきました。

例えば、広い昇降口を活用してオープンスペースを設置し、そこに展示をしたり、交流できるようなスペースを設けてはどうか。あるいは、今回、北校舎と南校舎の間にちょうど中庭がございますので、この中庭の有効活用を図るという視点から、この交流スペースの南側にテラスを設置し、一帯利活用を図ってゾーンの活性を図るという視点。

そのほかにも、地域の皆様からいただいた視点としては、やはりこのたびの跡地がハザードがないということから、防災の機能も併せ持つことができるのではないかとということで、そうした視点をぜひ加えていただきたいということでの御意見をいただいて、例えば先ほどの地域交流スペース、左側にランチルームがございますが、通常はランチルームとして活用しますが、防災・避難時には、ここに畳スペースを設置することであったり、また、そこから南に渡り廊下で下っていくんですけれども、そこに防災倉庫を造る。さらにその下には、調理・被服実習室がありますが、それを炊き出しとして使うとかです。この辺りは、地域の皆さんからいただいた意見でございます。そうしたものを今回の事業に、新たに改修内容ということで設定したところでございます。

特に、そのほかには、専門家の御意見といたしましては、ユニット型普通教室の考え方でございます。先ほど申しましたように、各フロアごとに2階から4階まで、教室としては8教室ありますけれども、そこに各学年4クラスずつを配置するということで、既存施設をいかに有効にしていくかという視点をいただきまして、なおかつ先ほどありました1人1台端末の時代の中で、子供たちの学びの空間である、メインである教室、この教室にゆとりを持たせる必要があるという御指摘もいただきました。

せっかく各フロアが8教室ありますので、そこにユニット型の考え方を捉え

て、学びの空間と交流スペースを設ける、この辺りは専門家の意見で反映したものでございます。

そのほかにも多数御意見をいただいておりますが、そうした代表的な視点で申し上げますと、そうしたところで反映をしたところでございます。

以上でございます。

○中本委員

いろんな御意見をいただいて、この施設に向かって鋭意努力したということがよく分かりました。

大変な事業を執行するためには、ある程度トップダウンの意見が必要だろう。しかしながら、こういう施設について、地域を入れて使えるような施設については、やっぱりボトムアップの意見を尊重しながらやる必要があるというふうに私は思っております。

今聞いたところによりますと、ボトムアップの意見もかなり取り入れたということですので、よく理解をいたしました。

それでは次に、15億円という事業であります。今止まらない物価高の中で、価格の高騰での事業費は大丈夫ですか、お聞きいたします。

○吉永ひかり学園推進課長

物価高騰の中で今後の現在の予算の部分がどうなるのかというところだと思うのですが、実際に今後物価高騰があった場合の対応でございますが、このたびのJV共同企業体との契約の中にも、その辺りはきちんとうたっておりまして、仮にそうした物価高騰、資材等、労務であったり、その辺りがあった場合には、そういう事由が発生した場合には、契約の見直しというのは当然考えられるものと考えております。

○中本委員

物価高の高騰の中で、そういう契約の中で明記しておるということで、スライド方式は採用されるんだというふうに理解をいたしました。

次に、スケジュールであります。この追加工事が補正を上げたことによって、完工が6年度から7年度に変更になったということですが、供用開始は8年度には完工をすることに間違いありませんか。

○吉永ひかり学園推進課長

スケジュールについての御質問をいただきました。

スケジュールについては、1年繰り越して延びたということになります。供用

開始は8年の当初を目指しておりますことから、それまでに工事を完工するという予定で、今スケジュールを立て直しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

8年度の当初には完工するということですので、まずは安心をいたしました。

次に、この施設改修についてであります。浅江中学校のみの施設改修ですか、それとも施設一体型の小中一貫あさなえ学園を考えての改修でしょうか。再度確認をしたいと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

施設改修の考え方でございます。

施設改修の考え方につきましては、これまで本市が策定をしましてまいりました新設に係る方針であったり、長寿命化改修の計画、こうした計画等に基づきまして、このたびの改修につきましては、先ほども少し触れましたが、現在の浅江中学校が令和7年に長寿命化改修の時期を迎えたということで、その考え方、この移転については、浅江中学校の長寿命化改修を行わないことを前提に、跡地を活用して整備を進めていくものということになってまいります。

したがって、この方針等も踏まえながら改修を実施し、この施設の目標年数を約20年程度として定めておりまして、その後、20年後には、方針に基づき、第3期の小中一貫あさなえ学園の新設というところを検討する必要がありますので、今回の改修に関しましては、中学校の移転改修、そしてその後の20年後をめどに施設一体型小中一貫あさなえ学園の新設を目指していきたいというふうに、現時点では考えております。

以上でございます。

○中本委員

全くそうだというふうに思います。施設は中学校のみの施設改修であるというふうに、よく理解をいたしました。

当初の計画では、確認しておきますが、あさなえ学園は何年度をめどとしてありましたか、よろしく願います。

○吉永ひかり学園推進課長

当初のあさなえ学園の新設のめどでございますが、方針に基づき、第3期に位置づけ、令和22年度頃ということ想定をしております。

以上でございます。

○中本委員

全くそうですね。当初の計画は、22年度をめどにということでありました。

施設一体型施設改修が8年度によって浅江中学校が新校舎に移転をするわけであります。浅江中学校の校舎が完成して、小中一貫校による取組の一層の充実が図られなければならないということで、当面は今の浅江中が立地しておりますので、まず一つ考えられるのは、施設分離として、あるいは現状のままであさなえ学園の設置ということが考えられるというふうに私は思います。

しかし、基本設計では小中一貫校は施設一体型の整備ということで、このことについては、これ以上のことは言うことができないかも知れません。

先駆けて、今の現状のままで分離のままというふうな考えも聞いておりますので、一応ここで意見として提案をしておきます。

今後、22年度施設一体型小中一貫あさなえ学園を設立することに必要な事業予算としては、どれぐらいの予算が必要であろうかということは、当然想定をしておられるというふうに思っております。新たに浅江小学校の生徒が新浅江中学校に統合するわけでありますので、先ほどの話の中で、現状の改修は新中学校のみの改修だと。あさなえ学園を今の新中学校の改修地に持っていくためには、新しい校舎を建設しなければいけない。それでは、今の15億円かけた施設、旧光丘の施設をどうするんだと。解体して新しく一体型の施設建設をしなければならないというような想定をしながら、膨大な事業予算が必要だろうというふうに思っております。いかがでしょうか。

○吉永ひかり学園推進課長

今後、どの程度の施設一体型のあさなえ学園が整備するときのその辺の考え方があったり、その辺りの建設費についての御質問をいただきました。

当然、今回は15億円で改修していくというところで、一定程度の施設整備を進めて、今度の施設一体型あさなえ学園の新設までもたしていくという改修内容で今回設定しておりまして、その後どのぐらいかかるかという部分につきましては、まだ試算という状況では当然ございませんが、当然その新設の内容、このたびの施設一体型小中一貫やまと学園の新設と同様に、また地域の皆さん等も巻き込みながら、小学校、中学校の供用スペースをどうしていくのかであったり、地域の交流スペースとか、その辺りで規模が決まってまいりますので、具体的な額というのはなかなか難しいのですが、仰せのとおり、新設のときの費用、あるいはこのたび整備した校舎の部分の今度は解体、この辺りも当然検討していくというのは今後必要になるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、第3期に位置づけておりますので、その整備の段階に、改めてどのような形で新設、整備をしていくのかというのは考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

当初の計画では、第1期はやまと学園、2期が島田川学園、そして最後にあさなえ学園ということの計画でありました。この小学校の小中一貫校であります。この計画、3期までの計画を成し得るためには、相当な事業予算をつぎ込まなければ達成できない。そして、健全な財政運用をしていかなければならない今の状況の中で、財政の制度設計が少しはできているのかなというふうに思います。

手綱を締めて始動していかないといけないと思いますが、いかがですか。

○吉永ひかり学園推進課長

今後、ひかり学園の新設に係る方針に基づいて、5中学校区において新設を進めてまいりますが、当然その中に進めるに当たっては、長寿命化計画であったり、そういった考え方も踏まえながら、当然検討していかなければなりません。

したがって、学校建設という視点で申し上げますと、その学校建設には多額の財源が必要ということで、先ほどもお答えを部長のほうからもさせていただきましたが、費用の平準化、あるいは財源につきましても国庫補助の活用や長寿命化計画と連動するなど、現在定めている方針、計画、こうしたものに基づき計画的に進めていく必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員

将来を担う子供たちのために学び舎を環境整備するということは当然であります。しかし、幾らお金がかかるか、一定の財政設計をある程度しないといけなかなと。幾ら国の補助、将来的には国の補助が100%出て、もう持ち出しはないんだという状況ではないと。したがって今の子供たちが、このすばらしい学び舎で一生懸命勉強して、社会人になって、そして20年、30年後に、あるいは40年後に、こういった当市の施設がその人たちに負担をかけてはいけない、そういうちょっと不安もあるわけであります。

そんな状況の中で不安を抱えながら今回の改修計画、いろんな面でさらにいろんなことで深めてまいりました。今後はいろんな課題がたくさんある中、やまと学園の概略予算が35億円、それ以上の予算が必要でしょう。さらに、現状今浅

江中に15億円。それから、小中一貫校に莫大なお金を投資、あるいは22年後、物価の高騰によってかなり予算が高くなる可能性があるわけであります。

光駅の問題、あるいは老朽化施設の課題、公共施設等の総合管理計画が進まない。そういう状況の中でしっかりと、先ほど申し上げましたように、手綱を締め、その分野分野で真剣に検討するか含めて要るんじゃないかなというふうにつくづく思っております。

さらに、光市をリードしている浅江地域、光駅があって、そして今の光丘があって、浅江中が光丘に移って、あの周辺の環境整備がすばらしくなって、その地域のまちづくりに貢献するんだと。さらに浅江地域は商業施設もあって、かなりこのまちづくり、この改修計画が寄与するような形でないといけないというふうに思っております。

さらに一番大事なことは、浅江地域のコミュニティーの活動拠点、こういう浅江コミセンの老朽化が手薄で駐車場も少ない、こんな状況であることは事実であります。こういうことを指摘をしながら、私の質問とさせていただきます。

ところが、もう一つお聞きすることがあります。今の改修計画の中で、プールまで改修するんだと。プールの後ろ側に弓道施設があって、そこののり面を含めた施設のところが草が生え、いろんな管理が大変だということで、今回の施設の改修の中に入っておりませんが、その辺りのお考えをお聞きしたいと思います。

○升教育部長

このたびの補正予算には、委員お示しのとおり、弓道場の整備というものは含まれておりません。

光丘高校の跡地につきましては、先ほど改修事業の御説明の中で申し上げましたとおり、交換について、今後、県と契約をする予定でございますので、まだ市の土地にはなっていないというところでございます。

したがいまして、整備の具体について、今申し上げるのは困難でございますが、以前にもお答えをさせていただいておりますが、方向性ということで申し上げますと、これまで数々の御要望をいただいております。こういった御要望等を踏まえつつ、教育委員会としてどのような対応ができるか、現在、鋭意検討している最中でございますので、引き続き、今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

説明をしていただきましたが、この部分だけ市の土地になっていないというようなことでありましたが、ちょっとよく理解できない。もう一回お願いします。

○升教育部長

こちらにつきましては、土地につきましては、今、県から無償で貸与されているという状況でございます。

今後、県と契約を締結すれば、今度は所有権が移ってくるということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○中本委員

契約の締結がまだ行っていないということで、近い将来的には所有権が光市に移るということであります。したがって、なかなかそこまで先が見えてこない。したがって、弓道連盟に対しましても、それからもう一つは、弓道に対するいろんな種目、県内では弓道に対する小学生、中学生の選手がたくさんおって活躍していることは事実でありますので、今、弓道連盟は、田布施へ行ったり、あるいは光高校の施設を使ったり、あるいは周南に行ったりというようなことであります。

しっかりとそのことを踏まえて、よく検討していただかないといけないというふうに私は思います。

なかなか前向きな検討ができないということでありますので、ぜひこのことを強くお願いをいたしまして終わります。

以上です。

○西村委員

それでは、ちょっと初歩的な確認も含めて、何点か確認、説明とかを聞きながら確認をしたい点がありましたので伺います。まず一番初めに、るる本会議場でも、今この場でも答弁、質問等あった中で、結局、事業の期間自体が1年延びて令和7年度末まで事業の計画が延びたというところで、合併特例債は令和6年度末までに完了させるのが原則だというふうにある中で、まずその7年度になっても合併特例債は使えるという認識でいいのか、まずその辺りの初歩的なところから答弁願います。

○吉永ひかり学園推進課長

合併特例債の期限ということで御質問いただきました。本来であれば、本市の合併特例債の期限は令和6年度ということになっておりますが、やむを得ない事情がある場合には他の事業と同様に繰越しの議決がいただければ繰り越すことが可能ということで、その辺りは確認をしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

まず、合併特例債のところ、重要なところですので改めて確認をさせていただきました。

ここからなんですが、ちょっと多分広くわたると思うので、後でその他のところでもまた確認をさせていただければと思うんですが、一旦補正予算の内容と移転改修事業の案についてのところから絞って確認をさせていただきます。

まず、先ほども一部ありましたが、今土地に関しては県から無償貸与を受けているという状態ですというところで、改修の概要の案の4ページにも記載があるとおおり、用地購入費、これ差金のことだと思うんですが8,300万円。時点修正による変動を考慮していませんというふうに書いてあるということは、これは先ほどの所有権移転の話もありましたが、これはいつまで貸与して所有権移転の時期はいつになるのか。その辺りが大体めどがついていれば、お聞きしたいと思います。

○北川財政課長

土地の交換についてのお尋ねでございますので、私からお答えをさせていただきます。

土地の交換につきましては、おおむね浅江中学校の整備工事の完了に合わせてというところで県と調整をしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

そうすると、7年度末頃ということかと思いますが、これは単純に今、中学校がグラウンドの用地ということで今も中学校が使っているからということだろうというふうに推察をするところです。一応、その時期について確認をさせていただきました。

それから、この計画、今回補正予算が、そういった譲渡も含めた、差金も含めて5億円近い、4億何がし8,000万円上がってきている中で、そのうちの3億円、正確に言うと2億8,000万円ですか、もともと計画をしていた附帯設備の工事を除くと、その工程について、主に改修の内容とか先ほどの説明を聞いていると、新しい時代の学びを実現する学校施設に関する点というものが、後ろの資料とかを見ながら、多いかなというふうに見ていて感じたところです。

当初、令和5年の10月に説明があった光丘高校跡地を活用した浅江中学校の移転についてという資料を見ていると、この光丘高校跡地の活用に向けた方針

の中で、コミュニティ・スクールを核としたとか、地域住民の学びや活動の場として学校を開放しとか、小中一貫のさらなる推進、部活動の地域移行に対応する云々という言葉があるんですが、この新しい時代の学びを実現する学校施設という点が、どこに内包されているのかなという点が気になって、今回新しい案として上がってきたものの中に出てきて、それにまつわる改修が多いんじゃないかなという印象です。これは元々、当初予算で出てきた10億円の中に、この新しい時代の学びを実現する学校施設、この考え方というのは取り入れて、その辺りを検討をしていたのかという状況を踏まえて、もう少し説明をいただければと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

当初検討した際に、新しい時代の学びを実現する学校施設という考え方を取り入れたかどうかということでございます。

実際には、昨年10月に御説明させていただいたときにそういった言葉は使っておりませんが、実際、昨年、その資料の中の方針の中で、委員が先ほどおっしゃったような、コミュニティ・スクールを核とした地域教育力日本一のさらなる推進であったり、小中一貫教育のさらなる推進、あるいは安全、安心な教育環境の整備、こうした視点というのは、今回も改めてうたっておりますが、新しい時代の学びを実現する学校施設の考え方というものではございます。

当初の計画の中でも、先ほど少し触れましたが、生徒・地域交流ゾーン、この辺りは当初から計画をしていたという部分はございます。

一方で、今回の補正予算のところの大きな部分にはなるのですが、4階部分を使わないということで、一番最初の考え方といたしましては、現在の浅江中学校の規模をそのまま移転するという規模で限定して現在の跡地を使っていこうと考えておりましたので、その新しい時代の学びをという視点も、限られた範囲の中で進めていくというところで、その考え方も限定的になっていたという部分は確かにございます。

それに加えて、その後の専門家の御助言等もいただいて、さらに考え方が施設全体でということで広がったという経緯もございます。

以上でございます。

○西村委員

当初から、一部限定的に今考えていた部分があるとか、先行議員の答弁の中にも様々あら部分で検討していて、なかなか出せる状態になっていなかったとか、いろいろな背景があるんだろうというふうには思います。

今、こうして聞かせていただいたのは、限定的に当初考えていた、それが考え

方が変わって、こうした予算として増額であらわれてくる。そういったことが、今後物価高騰とかで事業費がもう少し増えていくということは、ある程度あるんだろうというふうに想像はできるんですが、そもそもそういった考え方が変わったから、施設の整備の必要がまだ出てくるんだと、こういうことがないかどうかというのが、今の段階で懸念をしているところなんです、その辺りについては、今後、この考え方の下、今後また新しい言葉が出てきて、それに伴う大きな改修があるかということが可能性としてあるのかないのか、その辺りは確認をさせていただきたいと思います。

○吉永ひかり学園推進課長

今後新たに再度検討して、再度検討内容が変わってくるのか、施設内容が変わってくるのかということでございますが、このたび、委員会資料でお示しをさせていただいたとおり内容が固まりましたことから、今後はこれに基づいて設計を固めて契約に移っていく、工事着工をしていきたいと考えておりますことから、内容の見直しに関しましてはございません。

一方で、細かいところで、実際に中身を改修しながら若干の修正等はあるかもしれませんが、それ以外の内容としての見直しはないと。

一方で、物価スライドによる契約見直しというのは、当然、今後ある可能性は考えられるものだというふうに思っております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。その部分はただしておかなければいけないかなと思いました。

そのほか、今後、概算費用の中にある周辺環境の整備云々、まだ経費がかかる部分があるというのは、これはこれとして、大枠の部分で基本方針はこれでいくということで理解をいたしました。

ほかの質問は別のところとも関わるので、後でその他で確認をさせていただきます。

以上です。

○林委員

1点お尋ねいたします。

13ページの一番下のところなんですけれど、ちょっと私、よく分からないので、11、12番です。役務費委託料ですが、教育集会所管理事業でここに上がっておりますけど、もう少し詳しく教えていただければと思っております。

○国広文化・社会教育課長

教育集会所管理事業の手数料40万円、相続財産管理人選任申立て事務委託料10万円についてのより詳細なところというところでございます。

これは、三輪集会所についての業務ということになりますけれども、三輪集会所につきましては、隣接した民有地がございます、この民有地と三輪集会所の境界が確定していない状況がございます。

また、民有地の所有者と協議をしているさなかに所有者の方が死亡され、相続される親族がおられないことから、相続財産管理人の選任を裁判所に申出を行い、三輪教育集会所の敷地の確定を行っていかうというものでございます。

以上でございます。

○林委員

今おっしゃったのは、三輪集会所とその民地の方、その方の間に境界線がないというのは普通考えられないようなことでありますけれども、実際にこういうことも起き得るわけですが、これは、市有地のところに民地があった、それともどういうふうに考えればいいのでしょうか。

○国広文化・社会教育課長

大和町時代におきまして、境界確認のほう、地籍調査のほうを行っておりますけれども、その時点で、本来であれば旧大和町の土地と民有地というところで分筆等をされておられれば、このような状況にはならなかったと思うんですが、そのときに筆界未定ということで分筆等がされていなかったというところで、このような今に至っての状況というところになっております。

以上でございます。

○林委員

今ここで手数料ということでありまして、相続財産管理人選任申立て事務委託料というんですか、それがまた10万円ということでありまして、今後、もちろん金額は二の次として、今後どういうふうな手続を取っていかれるのでしょうか、教えていただけたらと思います。

○国広文化・社会教育課長

まず手数料40万円につきましては、相続財産管理人を裁判所のほうに申出を行いまして、選任されましたら、裁判所のほうに予納金という形で納めなければいけないものの手数料40万円ということで考えております。

その下の相続財産管理人選任申立事務委託料、こちらにつきましては、裁判所

に相続財産管理人の申立てを行う書類作成費用、収入印紙、官報等の掲載費用、こういったものを合計しまして10万円を今計上しているというところでございます。

今後につきましては、相続財産管理人のほうを選任されましたら、その方と協議のほうを進めていくということになるかと思えます。

以上です。

○林委員

詳細にわたってありがとうございました。

私たちがちょっと分からないのは、実際にそういう裁判所に書類も届けたりして、その後、これは財産として市が頂けるようになるのでしょうか、それとも国に納めるようになるのでしょうか、その部分だけ。

○国広文化・社会教育課長

相続財産管理人の本来の業務につきましては、相続人のいない個人の資産について清算を行い、国庫に帰属させるということが業務ということになっております。その中におきまして、今回、境界が確認ができないというところで、利害関係のございます光市が相続財産管理人を申し立てて、個人の資産と光市の資産の分筆といいますか、そういった区分け、境界を今回明らかにするということを行っていきたいということでございます。

以上です。

○林委員

詳細にわたっての説明、よく分かりました。また分からないときは改めてお聞きしたいと思います。ありがとうございました。

○木村委員

先ほどの中学校のほうに戻ります。

中学校の計画については、昨年10月にこういうふうな計画を提示されまして、この3月、当初予算において10億円という予算を計上していただいたわけでございます。その件につきましては議会側としても議決をし、これまで進んできてございます。そのような中で施設の改修の考え方は公募型プロポーザルということで、中身については私もこれのほうがい早いだろうというふうなことで理解に納得してございます。一般入札ではなくて公募型プロポーザル。言ってみれば今回の補正についても、ある程度随契でできてしまうような計画ということで今感じておりまして、これが、当初からこういった計画がもしかしたらあった

のではないのか。

先ほど課長の説明の中で4階部分を使わない計画であったとか、屋上の漏れがどうかこうかというようなことを説明がありました。それはもう想定されるべき話であって、学校施設のそこだけ手を出さないというのは、やはりこれは改めて今回は違う計画が出てきたという私は感じております。それはなぜかという、10億円から4億円から3億8,000万円が変わるということは、4割変わるということです。このような計画を唐突に補正予算で出されること自体が、私はやはり議会側として少々納得がいかない、そういった部分を持っております。

一般入札でこういうことはないですし、先ほどの金利変動とか、様々な物価高騰でスライドはあるでしょう。そういった変動で、物価スライドで金額が上がるものがあつたにせよ、4割の計画が変わるということは、違った計画が出てきた、このように考えるべきじゃないでしょうか。

今後とも、先ほど同僚議員のほうからもありましたように、まだ変わる可能性があるのかと。先ほど同僚議員からありましたが、今後まだ随契で別にな変わっていく可能性があるのかというふうに考えても仕方ないと思います。やはり、そのところは、議会のほうの議決を受けたものがどういったものなのかということは、やはり執行部方もしっかりと考えていただきたい。

子供にかかる予算は、ハードでありソフトであり、最優先されるべきだと私も思っておりますので、この議会の予算も、我々も方向性としてはベクトルはしっかりと見ていきたいというふうに考えてございますが、やはりこういった補正予算が出てくると、唐突感があります。そのところだけはしっかりと考えていただきたい。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○早稲田委員

1点だけ確認させていただきます。

公募型プロポーザルの件ですけれども、何社の応募があつたのか教えてください。

○吉永ひかり学園推進課長

公募型プロポーザルの応募件数ですけれども、1件でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

1 件ということですね。確認できました。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお伺いをさせていただきます。

先ほどの、ひかり学園推進課に係るところで何点かお尋ねをさせていただくのですが、今回、先ほど御説明があった部分以外のところで、そもそも浅江中学校の長寿命化の時期が令和7年度に来るというところが説明の中でもあったかなというふうに思うのですが、光市学校施設長寿命化計画の中に、改修をする場合の平米単価であったり、それぞれの学校の床面積の記載があったと思うのですが、それに照らし合わせると、浅江中学校の長寿命化の工事というものは概算でどれぐらいになる見込みだったのか、その辺りの確認をさせてください。

○吉永ひかり学園推進課長

計画に基づく試算でございますが、単純に現在の浅江中学校の校舎、体育館、武道場、これを足し上げたものと計画に位置づけている長寿命化の単価、平米単価が19万8,000円でございます。したがって、施設の合計といたしましては7,797 m^2 でございますので、7,797 m^2 掛ける平米単価の19万8,000円を掛けることによりまして、おおむね15億4,000万円ということで試算をしております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。15億4,000万円ほどということで、令和7年度にはどっちにしてもこれに係る部分が出てきていたというところは、いずれにしてもだったというところでまず理解をいたしました。

その上でもう一つ、光丘高校の跡地を取得した後、今も貸与しているのであればなのかもしれませんが、維持管理のコストとして、樹木であったり、現地の貝塚

であったり、いろんな管理すべきものがあるのかなというふうに思うんですが、これについて、現時点でどれぐらいの維持管理がどれほど今の現行の浅江中学校の部分と変わってくるのかというところについて、もし何か今持ち合わせて試算している部分等あればお伺いさせていただきたいんですけれども。

○吉永ひかり学園推進課長

現時点で詳細な試算というのはございません。これまで県のほうが管理しておりましたので、その辺りである程度の数字というのを今いただいているところではあるのですが、実際に学校運営が行われてから、光熱水費であったり、その辺りが詳細が分かってまいりますので、今後その詳細についてはまた進めていきたいと思います。

参考までに、令和4年度の浅江中学校の維持管理費で少しお話をさせていただきますと、年間大体令和4年度の実績でいきますと、委託料であったり光熱水費、修繕等を含めて800万円程度でございます。したがって、今回の光丘の校舎敷地の視点で申し上げますと、校舎が、浅江中学校の敷地から比較して約1.7倍、敷地につきましては約2.5倍ということで、かなり広がりますので、そうした視点からも現状の維持管理等比較して多くなるというのは間違いないというふうに認識はしております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。増えてくるであろうということはもちろん見込まれているということで理解をいたしました。

また、県のこれまでの実績ということもあったと思いますので、またそれはしるべき時期に確認をさせていただきたいと思います。

それから、今るるこの関係の説明、先ほどの補正の説明、計画であったりを聞いていく中で、先ほどもずっと検討は進んでいたけれども委員に示せる段階になかったから出てきてなかったというような、3月に間に合わなかった、そういうようなニュアンスのお話というものがあったと思うんですが、この4月からこのひかり学園構想を推進していくために、今現在これとは別にやまとで35億円規模の施設を含め業務をこなされていて、当初10億円だったものが15億円ぐらいになるよということで、計50億円ぐらいの決して小さくない予算をひかり学園推進課が中心となってもろもろ調整だったり事業に取り組んでいるというところかと思うんです。

今の業務の職員の体制、4月から課が分かれたということで、どういう人員配置でこの大きな事業に対して取り組んでいるのかというところを、先ほどから

の答弁だったり、検討のスピード感というものも含めて確認をしておきたいなと思いましたので、今のひかり学園推進課の課の体制について少し教えていただければと思います。どういう体制なのかです。

○吉永ひかり学園推進課長

ひかり学園推進課の体制ということでの御質問です。

職員体制でございますが、私課長1名、係長1名、職員1名の計3名でございます。

以上でございます。

○西村委員

3名ですか。3名ということで、ちなみに、それは課長、係長と職員さんが1人ということで、この職員さん自体は、事務職というか、技術屋さんなのかどうか、その辺りだけ教えてもらってもいいですか。

○吉永ひかり学園推進課長

職員は全て事務職員でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。

今回、こういう改修に伴う設計であつたりというものは、先ほども答弁の中で一部建設部のほうにそういう概要の試算をしてもらって、その結果を返してもらうみたいな話があつたと思うんですが、建設部の職員さんと協力をしながら恐らく進めているだろうということはなんとなく推測できるんですが、いずれにしてもこの3名でこのやまと学園、あるいはこの浅江中学校の移転の業務に当たっているというのは、相当な苦労があるというのは今容易に想像がつくんですが。

それにしても、先ほど来の事業、もともと令和5年にやっていた計画でこの当初予算に上がってきていたものの結果、その結果が2か月で大きく先ほどからも同僚議員が指摘しているように4割近い補正がかかるようなこと。それは、実は計画としては示せる段階にはなかったけど進んでいたというような話もあつた中で、これは職員さんの負担であつたり体制というものもあるんだとは思いますが、それにしても、そういった説明責任であつたりというのは、もう少し議会に対してもちゃんと適切な時期で、補正で出てくるんじゃないかと、当初のところも含めてほしかったというのはありはするんですが。

ただ、そういう当初の段階で示せるような体制で臨んでいただくというのも一つ大事なところかなというふうに思いますので、今後ほかにも2期、3期とこのひかり学園の推進に関しては進んでいくわけで、今の職員体制でまた今後このようなことが起こってくる可能性というのも十分にあるかなというふうに思いますので、その職員体制についてはちょっとどうなのかなというふうな疑問は呈させていただきたいなというふうに、先ほど来のお話を聞いてちょっとふと思いました。なので、その辺りはどうなのかなというところです。質問ではないです。要望です。何とかしていただきたいなと思います。

全然別件で、所管事務調査で少し質問ですが、昨今の小中学校の不登校の問題について、現在の不登校児童の児童生徒の人数、これは今どんな状況になっているのか確認をさせてください。

○原田学校教育課長

小中学校の不登校児童生徒の人数ということでございますけれども、現在公表しております数字のほうで申しますと、令和4年度102名の児童生徒が不登校になっております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。3,000人のうちの大体100名ぐらい、令和4年度時点で102名ぐらいいると、決算時点にいるということですね。

ちなみに、小中学校のこの不登校、今いろいろ時代の流れというか、変遷がある中で変わってきた不登校児童の傾向であったり、対応自体の変化というものは、教育委員会としてはどういうふうに捉えているのか。その辺りがあればお伺いいたします。

○原田学校教育課長

まず、不登校児童生徒への対応ということでございますけれども、未然防止、早期対応に向けて児童生徒に寄り添う丁寧な対応、例えば教育相談や日々の日記、生活アンケート、それから1・2・3運動等を行うことについては変わりなく行っているところであります。

また、中学校進級時や長期休業明け、あるいは学校行事の後に不登校が増加する傾向もあることから、小中で生徒指導に関する情報共有を図る取組や、長期休業中もICTを活用して日記のやり取りを行う取組、また長期休業終了前から教育支援センターの受入れを開始するといった支援のほうも行っているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。様々対応等が変わってきているというところで理解をいたしました。ICTのいろんな機械も使いながら対応に努めているというところで理解をいたしました。

もう一点、まなびばひかりの事業について、現在の利用状況について、運用開始をしてからしばらくがたちましたけれども、現在の利用状況というか、累計でどれぐらいの方が利用されているのかという点をお伺いさせていただきたいと思います。

○原田学校教育課長

教育支援センターまなびばひかりの年度ごとの実利用人数で申しますと、令和4年度が8名、令和5年度が13名、令和6年度、5月末現在ということになりますが、これまでで3名の児童生徒が利用している状況でございます。

○西村委員

8名、13名、現在3名ということで利用されていますが、その中で復帰をされた方というか、効果の点について、取組の効果について、もう少し教えていただきたいと思います。

○原田学校教育課長

不登校児童生徒の学校への復帰ということでございますが、きちんと学校のほうに完全に通えるようになったかどうかという、その辺りの整理の難しいところはございますけれども、令和4年度、令和5年度に教育支援センターを利用した児童生徒のうち、4名については不登校の状態からまなびばひかりの利用等をきっかけに学校に登校できるようになったほか、多くの児童生徒が現在、学校とまなびばひかりの利用を共にしている状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。4名の方が通えるようになった。そのほかにも、いろいろ効果が出ているというところで理解をいたしました。

今現在直近の不登校の人数というものが分からないので何ともいえませんが、引き続きしっかり取り組んでいただいて、1人でも多くの児童生徒たちにとってよりよい形で対応できるように引き続きの取組をよろしくお願いいたします。

以上です。

○西崎委員

ヤングケアラーの問題について。

令和4年7月、山口県のこども・子育て応援局こども家庭課が、ヤングケアラー実態調査というものを行いまして取りまとめております。これは、山口県下の小学校は5、6年生全員、中学校も全員、合わせて5万3,958名を対象にし、うち光市は2,617名の小学校5、6年生と中学生が調査の対象になっております。

光市教委は、この調査結果につきまして、山口県こども家庭課に光市分についての詳細な情報を求めましたでしょうか、お願いします。

○原田学校教育課長

山口県が令和4年度に実施しましたヤングケアラー実態調査の結果につきましては、所管する福祉保健部のこども家庭課のほうから情報の提供を受けているところでございます。

○西崎委員

その福祉保健部からの結果は、市教委として入手いたしましたでしょうか。

○原田学校教育課長

入手しております。

○西崎委員

従来、光市の市教委は、光市にはヤングケアラーに該当する児童生徒はいないという、これが公式な発言というか見解です。

ところが、今市議会におきまして、先行議員の質問に答えて、先行議員が、第3期光市子ども・子育て支援事業計画を策定すると、今期、というふうな質問に市川市長が答えて、この事業計画のポイントは子供を真ん中にとし、子供の貧困問題やヤングケアラーの問題点を検討するんだというふうに答えておられます。

これは、今市教委が公式に見解しているように、光市にヤングケアラー該当児童がないということになれば、第3期光市子ども・子育て支援事業計画というのは全く陳腐なものになると思うんです。いないものの計画を立ててもしょうがない。この辺どうでしょうか。

○原田学校教育課長

これまでのお問合せに対してお答えしておりますとおり、山口県ヤングケア

ラー実態調査において、相談を希望した10名程度の子供たちについて、その後個別の聞き取り調査を行いましたけれども、いずれもその内容は家事や家族の世話を日常的に行っていることへの悩みや困り事ではなく、ヤングケアラーに該当すると判断できるものはなかったということはお答えさせていただいており、また県のヤングケアラー実態調査とは別に学校への聞き取り等を福祉部局とともに行ってきておりまして、可能性のある事例を含めて十数件を把握しているということについてはこれまでもお答えさせていただいているとおりでございます。

○西崎委員

この山口県の調査によりますと、小学生と中学生合わせて240名が誰かに相談を希望しているという結果が出ております。今、課長からもお話があったように、光市では十数名が相談希望者がいると。これは、放置しているんじゃないしに、やはり直接十数名に当たってみて聞き取りをして、ヤングケアラーに該当するかどうかを市教委というか学校でやる必要があると思うんですが、その辺どうでしょう。

○原田学校教育課長

先ほど申しました市として十数件の可能性のあるケースというものについては認識をしております、また福祉保健部とも共有しておりまして、随時変化があれば情報を提供していただくように学校にも依頼しているところでございます。

また、令和6年度5月には、市内の小中学校全てを市教委と福祉部局とで訪問いたしまして、県作成のヤングケアラー支援ガイドブックを基に、小さな変化も見逃さず、疑わしいケースも含めて見守りの強化などその支援をつなげていくようにということで伝えてきているところでございます。

以上でございます。

○西崎委員

分かりました。第3期光市子ども・子育て支援事業計画をどういうふうなものがまとまるかを注視したいと思います。

以上です。

○仲小路委員

それでは、何点かお伺いさせていただきます。

まず第一点ですが、校外の事業としまして、今小学校4年生が水道についての事業を行っているというふうに聞いておりますけれども、実際に水道局の見学

の状況はどのようになっていますでしょうか。

○原田学校教育課長

水道局の見学についてのお問合せですけれども、令和5年度までの数年間は新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、小学校の社会科見学を含む校外学習において光市水道局の見学をする取組は行っておりません。ただ、今年度は現時点で2校が水道局そのものではなく、浄水場の見学を実施または計画しているところがございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。状況を確認しました。

それから次ですが、部活動の地域移行について、登録団体については先ほど先日の一般質問の答弁で、スポーツ活動団体が9、文化・芸術団体が7、その他の公認団体6で、合計22とありましたけれども、現行の学校外の活動団体に部活動の地域移行として加入する場合の費用につきましては、その団体が決めている金額の負担がそのまま生じると考えていいのでしょうか。

○原田学校教育課長

部活動地域移行に関するお問合せですけれども、各地域クラブ活動団体の会費の設定につきましては、各団体の任意としておりまして、もともとの団員の金額に合わせないなければならないといったそういった規定は設けていないところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

これは特に決めたものがないということによろしいですか。

○原田学校教育課長

間違いございません。

○仲小路委員

分かりました。

それからもう1件ですが、現行の団体の参加者の対象が、中学生以外の場合の団体というのがあると思いますけれども、そういう場合に部活動の移行先とすることも可能と考えられますけれども、現在そのような中学生が所属していないよ

うな登録団体あるいは検討している団体がありましたらお示してください。

○原田学校教育課長

現行の団体の参加者が中学生以外の場合ということでございますけれども、委員お見込みのとおり、現行の団体の参加者が中学生以外の場合でも部活動の移行先、地域移行先とすることは可能となっているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

それで、実際にそのような団体というものがありますでしょうか、登録団体として。

○原田学校教育課長

今、22の団体のほうに御登録いただいておりますけれども、その中の、例えば文化・芸術活動団体の7団体につきましては、本来成人の方等が活動されているような団体が元になりますので、そういったふうに受け入れてくださっているところはございます。

○仲小路委員

分かりました。これは非常にいい取組だと思いますし、新たに中学生が団体に加わるということは、その団体にとっても新しい風が入りますし、また教えられる方も非常にやる気になるのではないかと思いますので、改めて進めていただければと思います。よろしくお願いします。

それからもう一点ですが、今、障害者差別解消法の合理的配慮というのがありますけれども、現在学校内において視覚、聴覚及び身体障害者に対して障害者差別解消法の合理的配慮が行われている事例がありましたらお示してください。

○原田学校教育課長

現在、光市の公立小中学校には、視覚障害、それから身体障害の児童生徒は在籍をしておりますので、聴覚障害の児童生徒が3校に4名在籍しているところでございます。各校の担当者が保護者と対話を重ね、例えば通常の学級で授業を受ける際には座席が前列になるように配慮をしたり、あるいはロジャーマイクといった補聴援助システムを学校の備品として用意したりするなどの支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

このロジャーマイクの実際の使い方というのはどのようなものでしょうか。

○原田学校教育課長

例えば、教室で扱う場合は、授業者が首から下げて胸元に装置を設置するような形になりまして、そのマイクが拾った声が該当の児童生徒に届くというような形になっておりまして、例えば他の生徒が発表するような場合には、児童生徒が発表するような場合には、その子供にロジャーマイクをかけて発表して聞こえるように、そういった配慮をしているところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。そういう対応をされているところで確認いたしました。

以上です。

○林委員

すみません、では質問させていただきます。

学校給食センターについての質問をいたします。

給食センターは、光、大和が合併して10年目に建設をされまして、早いもので現在10年目を迎えております。自家製のパンを作るといふ、またガラス張りの調理場が見えるという画期的な取組でありました。

そこでお尋ねいたします。現在の小中学校の在校生徒数を教えてください。

○田中学校教育課主幹

今年度の5月1日現在の児童生徒数でございますが、2,927名となっております。

以上です。

○林委員

小中両方の生徒数がということでよろしいですか。

○田中学校教育課主幹

そのとおりでございます。

○林委員

ありがとうございました。

在校生徒が今お示しいただいた人数でありますけど、その児童生徒の中で給食を提供している人数は、小中学校、児童、生徒別々に教えてください。

○高橋学校給食センター所長

別々の数字というのは持ち合わせていないんですけれども、合わせてということで申し上げますと、2,888名が提供している児童数でございます。

以上でございます。

○林委員

最初の数字を書き留めていなかったんですけど、そしたら、その中で給食を提供されている人数は何人でいらっしゃるでしょうか。児童生徒。学校給食の問題で、給食を児童生徒に。

○高橋学校給食センター所長

先ほど2,888名が提供している児童生徒数ということでございますので、喫食していない児童生徒数は53名ということになっております。

ただ、これにつきましては、転校とかそういったこともございますので、多少当初の数字とは変わっているものがございます。

以上でございます。

○林委員

では、ちょっと視点を変えて、学校給食のアレルギー除去食の提供は何人いらっしゃるのでしょうか。

○高橋学校給食センター所長

学校給食センターでは、今、乳と卵にアレルギーを持つ児童生徒に対し除去食の提供を行っておりますが、現在の対象者数は、小中学校合わせて43名で、内訳は卵が19名、乳が12名、乳、卵両方が12名でございます。

以上でございます。

○林委員

分かりました。牛乳と卵ということで12名と、卵が19名、合わせて、両方できない人は12名ということで、43名ということで分かりました。

これは、今43名の方ですけど、ちょっと私は分からないので教えていただきたいんですけれど、給食センターのほうでアレルギー除去食の提供をされている人数ということでよろしいですか。

○高橋学校給食センター所長
お見込みのとおりでございます。

○林委員
分かりました。

除去食の43名の方ですけど、これは保護者がアレルギー対応の除去をしていただきたいということで申し込まれるわけですよね。その点を教えてください。

○高橋学校給食センター所長
委員お見込みのとおり、保護者が申請書といいますか、申出書を出して、それに基づいて提供するというものでございます。ただ、提供に当たっては面接、面談等を行いまして提供するということを決定しております。
以上でございます。

○林委員
センターでは自家製パンを作られておりますが……。その前に、主食は1週間に御飯食とパン食、何回ずつでしょうか。それからお聞きします。

○高橋学校給食センター所長
原則といたしまして、月曜日、水曜日、金曜日が米飯、火曜日と木曜日がパンでございます。
以上でございます。

○林委員
分かりました。
パンの主成分は、細かいことをお聞きするようですけど、何でしょうか。

○高橋学校給食センター所長
パンの主成分につきましては、主となるものについては小麦粉というのがありますが、10%ほど米粉を入れて作っておるところでございます。
以上でございます。

○林委員
今、アレルギー対応で大変、センターでは自家製パンを作られて、そういうふ

うに小麦粉を含んで作られているということで今答弁いただきましたけれど、今一番牛乳と卵のアレルギーを除去していらっしゃいますけれど、このアレルギー対応に反応して大変な状況になるということを時々お聞きするんですけれど、そういう場合は、センターのほうでは、小麦に対してのアレルギーはどのように取り扱っていらっしゃいますか。

○高橋学校給食センター所長

小麦のアレルギーについては、うちは除去食の対応というものをしておりますので、各学校、保護者の方、該当する保護者の方には詳細献立表、これは食べ物のアレルゲンについて細かく記したものでございますが、こういったものを配布させていただいて、該当するようなアレルギーをよけて喫食していただく。

要は、パンだったら食べない形、その代わりにおにぎりを持ってくるとか、米粉のパンを持ってくるとか、そういった対応をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○林委員

今、献立表をお配りになってというふうに、今おっしゃっていただきましたけれど、じゃあ小麦粉に対してのアレルギー反応が大変強いということをお聞きしておりますけれど、今おっしゃったのは、そういうときには生徒、児童が持ってくるという、主食の部分は、ということよろしいですか。

○高橋学校給食センター所長

委員お見込みのとおりでございます。

○林委員

細かいことを聞いてすみません。

今後の対応として、児童生徒さんがアレルギーをお持ちの方がどのくらいいらっしゃるか今数をお尋ねするのがあれでしたけれど、多くいらっしゃるようであれば、パンの製品の小麦粉を米粉にするとか、そういうふうなことを今後考慮すべきではないかなと私は思っておりますけれど、そういう部分ではちょっと難しいですか。

○高橋学校給食センター所長

小麦粉を米粉に置き換えるということでございますが、家庭で作るものであ

れば米粉を使ったものというのが、今市販の機械とかも出回っているというように聞いておりますけれども、なかなか3,000個程度というのを量産するということになる、なかなか困難な部分もあると思いますので、現時点ではちょっと難しいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○林委員

すみません、今、センター長がおっしゃったのは、小麦粉のパンを作っている。そしたら、それを米粉に変えるということは難しいという、機械からして違うということではいらないですか。お尋ねします。

○高橋学校給食センター所長

基本的には、小麦を使ったということを前提とした機械でございますが、まずは機械から難しいのかなという部分もございます。

以上でございます。

○林委員

分かりました。

次に、お尋ねをいたします。

中学生の生徒の保護者の方から、以前もちょっとお話を申し上げたか分かりませんが、給食が足りないということを耳にいたしました。全ての児童生徒のおなかを満たすには難しいと思いますけれども、どのように配慮されているのか、お知らせください。

○高橋学校給食センター所長

学校給食の栄養価につきましては、文部科学省の学校給食摂取基準に基づきまして、小学校低学年が530キロカロリー、中学年が650キロカロリー、高学年が780キロカロリー、中学校が830キロカロリーとなっており、この基準に基づいて献立を立て、給食を提供しております。

以上でございます。

○林委員

分かりました。

このカロリーがどのくらいおなかが満たすかというのは私もよく分かりませんが、当給食センターが開始されて10年の節目を迎えますので、ここで立ち止まって特色を生かすためにも、食育の観点から児童生徒の健康を守るために

も、今の時期は特にO157とか食中毒に十分に御配慮いただきながら、今後は栄養管理がとても重要になってまいります。今カロリー計算をしっかりとさせていただいて、児童生徒に届けていただいているということで、とてもうれしく思っております。

特に、先ほどからくどく言っているように、アレルギー対応にはとても命にかかわることがありますので、もちろん牛乳と卵には配慮されておりますけれど、今後できることがあれば、小麦粉パンを米粉パンにという、とても大変な重要なことになるか分かりませんが、考えてみる必要があるかなと思ったりしております。

また、食材の地産地消等々につきましても、ここで立ち止まっていろんな面に考慮されて今後必要と私は思いますので、御配慮いただけたらと思います。これは要望でございますので、ありがとうございました。

○中本委員

それでは、数点質問をしてみたいと思います。

既存の小中学校の環境整備についてであります。既存の学校施設の老朽化によって外壁がさびでいっぱいだと。特にひどいのが、三井小体育館、それと上島田小学校の体育館が、外壁が非常にひどく、見る目でみともないような感じであります。小中一貫校の計画までに今のままの現状で手を加えないのか。少し目を向けて、既存の環境整備をどうしていくのか。ちょっとその辺が心配でありますので、お考えをお聞きたいと思えます。

○加川教育部次長

三井小学校体育館、それから上島田小学校体育館と例を挙げて御紹介いただきましたけれども、三井小体育館は、昭和48年の建築、上島田小学校の体育館につきましては、昭和51年の建築ということで、いずれも築50年近くが経過しております。壁面のさびというのが非常に目立つような状況でございます。

こうした中、施設の改修につきましては、床や屋根の雨漏りといった児童生徒等の使用に支障があるもの、ほかにも例えば床が波打っているとか、こういったものを優先的に行うということとしております。

お尋ねの三井小学校体育館、それから上島田小学校体育館につきましては、外壁の劣化というのは進んでいる。これは我々も把握しているところでございます。ただ、いずれも現状は雨漏り等を含めまして使用に支障が生じるという状況にはございませんので、直ちに修繕に着手するということは想定しておりません。引き続きまして、学校、それから建築担当とも連携を取りながら、使用への支障状況など施設の状態の見極めを適切に行っていきたいというふうに考えて

おります。

以上でございます。

○中本委員

確かに、現状使っているに支障はないというふうに私も思っております。ただ、P T Aあるいは地域のC Sの方が学校にしょっちゅう足を運んでおります。その光景が、玄関のいったときから目に映る光景は、非常に施設としてはいい状況ではない。

小中一貫校に今精いっぱい力を入れて予算をつぎ込んでいくということは、それは私は反対するんじゃない、賛成なんです。ただ、現状の施設の環境整備は、だんだん置き去りになっているというような状況ではないでしょうか。それでは、小中一貫校の経過年度までそのままなんでしょうか。いや、そのままならそのままのようでもいい、そういう対策、姿勢が見えてこないです。いかがですか。

○加川教育部次長

校舎とか体育館の修繕等につきましては、光市学校施設長寿命化計画におきまして、光市公共施設等総合管理計画の基本方針の一つであります予防保全による長寿命化の推進、こういったことを踏まえまして、先ほども少し申しましたけれども、施設の状態を見極めながらというところがございます。こういったことを踏まえて、予防保全に取り組み、施設の長寿命化と快適で質の高い教育環境の整備を図るということとしておりますので、そういった予防保全という観点からもそこには見た目というところは少し入ってこないのかなということもありますけれども、使用には支障を来さないようにということが基本的な考え方でございますので御理解いただければと思います。

○中本委員

使用に支障がないとか、あるいは予防保全に取り組むということでもありますので、それ以上のいい回答がいただけませんので、ちょっと非常に残念だなというふうに思っております。

ただ、公共施設の老朽化というのはもう分かっているわけでありまして。小学校あるいは今の施設の老朽化が50年以上たっている。そうしたらどうなっていくのか。あるいは、学校に出入りした人たちが見たときに、そんな光景がずっと続いて置き去りになっていることがいいのかどうかというのはよく考えていただきまして、どういう対応、対策がいいのかというのをもうちょっと真剣に考える必要があるというふうに私は思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

それから、施設の管理計画の中にも入っておりますが、同じくお近くのスポーツ館、これもやっぱり同じように昭和51年に、もう築48年、50年たっている施設が、これは施設での再編計画に入った施設であります。しかし、そうはいつでも、今事務所として使っているわけですから。これもやっぱり見た感じが、壁面がさび一色であった。中が、施設が少し壊れたという状況であれば、施設を見た面でさびが一色というのは非常に悪い状況だというふうに思っておりますが、再編という形、再編って考えられますか。どういう再編方法があるのか、お聞きしたいと思います。

○三好スポーツ推進課長

光市スポーツ館におきましては、設置後47年を経過しており、老朽化が著しい状況であります。施設の安全管理、運営に努めているところでございます。

今後の在り方につきましては、除却等も含め検討が必要であるとの認識をしておりますことから、他のスポーツ施設の現状や利用状況など、全体を視野に再編すべきであるものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

全くそうだろうというふうに思います。除却対象になっているということはよく分かっているというふうに思います。

今からいろいろな再編をしていく中で、浅江中学校の跡地の利用、施設の利用等もまだまだ今からでありますので、そういう使える施設があれば、そういうところに施設を構えていく。そしてこっちを除却してちゃんと整備してきれいな形にするということを早く考えないと、年々施設がそのままで残って、だんだん老朽化して、みっともない格好になっているので、その辺りも真剣に早く考えて検討していただきますようお願いをしておきます。

それからもう一つ、新市20周年記念事業、光市卓球フェスティバルが開催されました。市の総合体育館で開かれ、オリンピック3大会出場して女子団体銀メダルを獲得した山口市出身の石川佳純さんと、あるいは同じく日本代表の平野早矢香さんを共に招いて、2人の卓球教室を開催されました。トークショーを行い、1,400人の市民の方が楽しまれたというふうに思っております。オープニングでは、聖光高校のダンス部のパフォーマンス、これも注目をしたと。そのオープニングで始まり、新市20周年記念の最初の記念行事でしたが、所管としてはどのように評価をされているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○三好スポーツ推進課長

新市誕生20周年記念事業の第1弾といたしまして、令和6年5月12日に総合体育館におきまして、山口県出身のメダリストであります石川佳純氏と、共にロンドンオリンピックでメダリストとなられた平野早矢香氏をお招きし、光市卓球フェスティバル、卓球教室&トークショーを開催いたしました。当日は、あいにくの雨模様となりましたが、事故もなく無事開催することができ、来場者、関係者含め約1,400名という御参加をいただき、盛況のイベントであったというふうに受け止めております。

特に、卓球教室に御参加された小中学生にとりましては、すばらしい経験であったとのことや、子供の技術向上につながったなど、多くの御意見、御感想をいただき、スポーツ推進やスポーツ活動の活性化に一定の効果があったものと捉えております。

また、成果として一例を申し上げますと、石川佳純氏が会場の皆様から質疑を受けられ、普段から卓球をされている方には、トッププレーヤーによる指導やアドバイスがあり、回答された内容に質問者の方もうなずくなど、そのような場面もございました。これを機に、卓球を始めてみたい方もおられるなど、様々な反響や影響があったものと認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

全くそのとおりだというように思っております。所管としては、すごい評価をされておりますが、私も同じようにすごい評価をしております。

当日は雨が降って非常に足元の悪い中ではありますが、老若男女、最後まで熱心に世界レベルの選手が目の前で観戦できるという光景、これはすごい魅力があったというふうに思っております。

中学生やスポ少の選手の皆さんは、このアスリートから指導を受けたことによって、さらに自分の目標に向かって夢をかなえるために一生懸命頑張ろうという意識をそこで芽生えた、改めて芽生えたというふうに思っております。あの画面を見たときの目の解像度が、すごい高い光景でありました。そういう目に映ったというふうに私は当日感じました。

また今後、このようなアスリートを迎えての大会は、特に私はスポーツ派でありますので、スポーツを問わず、全てこういうアスリート、有名な方を迎えて、こういう大会が今後できないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○三好スポーツ推進課長

このようなイベントにつきましては、今後も引き続き市民の皆様がスポーツを通じまして健康の保持・増進が努められますよう、第2期光市スポーツ推進基

本計画に基づきまして、する、見る、支えるといったそれぞれの立場でスポーツに携われるようにイベントの開催に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

そうですね。全く、スポーツをする、見る、そして最後は楽しむ、これを忘れちゃいけないと思います。そういうことで、こういうイベントを定期的に関くということは非常に大事なことだというふうに思っておりますので、引き続き検討をお願いをしておきます。よろしく願いいたします。

それからもう一点であります、伊藤博文公遺徳継承事業、これがもう間近に控えております。伊藤博文生誕の地である伊藤博文公の生涯や業績を市内外に多く発信する絶好の機会だというふうに思っております。伊藤博文公初代内閣総理大臣の生誕の地として、この地域ともどもに発展をしなければいけないというふうに思っております。

9月2日の誕生日を市民に広報して盛大に誕生記念イベントを行うとか、あるいはその他の行事等を計画を提案をいたしておりますが、その進捗状況についてお知らせをお願いします。

○国広文化・社会教育課長

伊藤公資料館では、新市誕生20周年記念事業として、伊藤公資料館初の試みとして、下関市の高杉晋作を顕彰する東行記念館と連携企画を行おうと今考えております。

企画展では、「高杉晋作と伊藤博文、幕末志士の熱き挑戦」という題名で企画展のほうを開催していきたいというふうに考えております。

また、企画展の初日にはオープニングセレモニーのほうも考えておまして、伊藤公と同じ誕生日、また同じ名前等広く市民の方に広報で募集を行って、新市誕生20周年とともに伊藤公の誕生日をお祝いする趣向を考えていきたいというふうに考えております。

また、子供たちを対象としたマグネットを活用した工作コーナーを設けるなど体験コーナーや、資料館で販売する新規グッズなど記念事業に向けて準備を現在行っているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

そうですね。今、企画展に向けて多種多様のイベントをしようということで、

今準備を進めておられます。文化と歴史に少しは目を向けないと、力を入れないと。光市にも文化、歴史によって光市ができております。やっぱり、こういう歴史にひもとくことによって、さらに理解を深めていくというようなことが必要だというふうに思っております。

今回の新市20周年誕生記念企画であります、今、東荷地区は、東荷小学校が近い将来なくなってしまう。統廃合する。さらにはまちが全体的に子供が少ない、少子高齢化になって、非常にどうしたらいいのかという、地元の人も悩んでおられる。この機会を捉えて、地区中心になって、そして東荷地区の小学校、あるいは東荷の幼稚園がありますので、そういうことの、そういう人たちと一緒に巻き込んで、そして成果を上げることは、この歴史のある東荷地区の活性化につながるというふうに私は思っております。

ぜひこの機会を中心に、メディアに十分発信をしながら、全国に発信して、さらにこの地域が活性化するように、それはやっぱり行政の力もかなり必要だと思いますので、ぜひ、所管の方は大変でしょうけれども、しっかりこれに力を添えていただきますよう、当日は楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○田中学校教育課主幹

先ほど林委員さんの児童生徒数のお尋ねに対しまして、「2,927名」とお答えをいたしました。正確には「2,934名」の間違いでございました。訂正をさせていただきますと思います。

以上です。

○早稲田委員

それでは、何点か質問させていただきます。

浅江中学校以外でも学校施設長寿命化計画推進事業、別の学校が行われていると思うんですけども、それらの進捗状況はいかがでしょうか、お示してください。

○加川教育部次長

浅江中学校以外の学校施設長寿命化計画推進事業でございますけれども、今年度の事業ということで申し上げますと、光井中学校長寿命化対策改修工事と室積中学校体育館床改修工事がございます。

まず、光井中学校長寿命化対策改修工事につきましては、令和5年度からの2か年事業で実施しておりまして、現在、校舎では外壁の改修や吹きつけ塗装、普通教室の改修、屋上防水の改修、それから体育館では屋根関係の工事を行っているところでございます。

こちらにつきましては、令和7年2月末日の工事完了に向けて引き続き、学校、それから工事関係者と協力・連携しながら、工事を着実に進めていきたいというふうに考えております。

それから次に、室積中学校体育館床改修工事につきましては、こちらは床の劣化が激しく、床の隆起、それから床の腐食箇所も見受けられるということで使用に支障が生じているということから改修を行うこととしております。

施工時期につきましては、学校と調整しながら、学校の行事等との兼ね合いも考えながら今後進めていきます。

入札等につきましても今後のことになります。関係各課と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○早稲田委員

光井中学校と室積中学校が改修というか、直す作業を進めているということでは伺いました。

今、何かと物価高騰ということが言われておりまして、資材もそうですし、労務費とか、そういったものも高騰しているかと思うんですけども、これらについて補正といいますか、少し予算がまた高くなるようなことの可能性というのがありますでしょうか、考えられますでしょうか。

○加川教育部次長

室積中学校につきましては、今から入札等を行いますので、現状ではちょっとまだ何とも申し上げられるところではございません。

それから、光井中学校につきましては現在工事を進めておりますけれども、現状におきましては、そういった物価高騰により変更が必要というところはお伺いしておりません。

以上でございます。

○早稲田委員

様々な値段が高くなっていますので、ちょっと心配なところではありますけれども、改修が順調に進みますようによろしく願いいたします。

次の質問に入ります。昨年コロナが5類になりまして1年が過ぎたところな

んですけれども、小中学校の授業などは普通どおりに戻ったのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

特に、一般の教科というよりは体育とか音楽とか屋外の授業など、ちょっと制限があったものもあったのではないかなと思うんですけれども、そのあたりは今のようになっているか、お示してください。

○原田学校教育課長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育の活動ということでございますけれども、時折まだ感染者が増えることなどもございますので、健康観察や換気、それから手指衛生の指導等はいつつ、学習内容や活動内容を工夫しながら、児童生徒の学びの保障をしていくというふうな取組が続けているところです。

先ほどございました体育科等の取組につきましては、感染拡大時には控えておりました例えば組み合ったり接触したりする活動、それから音楽科における合唱やリコーダーの演奏、図画工作科や美術科等の校舎外でのスケッチ等、そういったものなど控えておりましたけれども、現在では校外学習も含めて活動がコロナ禍前の活動に戻っているという状況にございます。

以上でございます。

○早稲田委員

そうですね、体育の授業ではなかなか接触したりとか組み合ったりとかなかったのが戻ってきているということ、また音楽では合唱とかリコーダーとか、そういったものも戻ってきていると。屋外のスケッチ等についても戻ってきているということで、授業がそんなふうに今までどおり過去のように進んでいくことがいいなあと思います。

そのほかなんですけれども、遠足とか社会見学についても制限があって、あまり遠くへ行ったりとか、人が混み合うようなところに行けていなかったと思うんですね。修学旅行等もそうだったと思うんですけれども、そのあたりはどうだったか、お示してください。

○原田学校教育課長

遠足や社会見学ということでございますけれども、遠足については徒歩で行ける範囲ということにはなりますけれども、春や秋に行っておりまして、コロナ禍前の状況に戻っているところでございます。

社会見学につきましては、学年ごとに活動場所等も、実際に訪れる場所等も変わってまいりますけれども、こちらのほうもコロナ禍前の状況に戻っておりま

す。

また、修学旅行につきましても、県内・県外とございますけれども、大半がコロナ禍前の行き先に戻っている状況でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

もうコロナ禍前に大体戻っているということなんですけれども、社会見学等はどういったところに現在行っているのか、具体的に幾つかお示ししていただけますでしょうか。

○原田学校教育課長

一般的には高学年ではよく平和学習等を行いますので、例えば広島の平和学習ということで広島市内の施設等を見学に行ったりといったこと、それから中学年では市内の公共施設等そちらのほうを訪問させていただいたり、工場等も見学させていただいたりしているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

やはり現地へ行っているいろいろなものを見ていくということが実際の教育というか、学習につながっていくと思いますので、引き続きまた進めていただけますようお願いします。

続きまして、次の質問ですけれども、「イングリッシュプラン光」について質問いたします。

光ならではのものもあると思うんですけれども、今年度、イングリッシュプランについてはどのようなになっているのでしょうか。海外派遣などは今まで制限があったと思うんですけれども、そういった点についてもお聞かせください。

○原田学校教育課長

「イングリッシュプラン光」については、今年度も大きくつながりのある英語教育の展開、それから国際交流体験の充実、それから教職員の研修機会の充実を進めているところでございます。

国際交流体験の一つと位置づけております「イングリッシュDAY in 光2024」につきましては、今年度は8月9日に周防の森ロッジで開催予定としております。定員30名に対して29名の申込みがある状況でございます。

現在予定としおりますのは、ALTの方にお越しいただくんですけれども、その方々の出身の国の文化等を知るコーナーや、これまでに学習している英語表

現を使いながらピザを作る、そういったコーナー等の企画をしているところでございます。

また、つながりのある英語教育の展開としまして、市内には5名のALTの方がおられますけれども、小学校低学年から授業に入っていて楽しい雰囲気の中で歌などを交えながら英語に親しむ活動を行っているほか、小学校高学年から中学校にかけては例えばパフォーマンステストをALTの方が評価するといったような、そういう活動も行っているところでございます。

学校教育課分は以上でございます。

○加川教育部次長

それでは、海外派遣事業につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

中学生等海外派遣事業につきましては、下松市、上関町、それから光市の2市1町で協議会を立ち上げて共同で実施をしております。

令和2年度から5年度までにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で基本中止しておりますので、今年度は5年ぶりの派遣ということになります。

派遣先と派遣期間につきましては、令和元年度まではカナダに約3週間派遣しておりましたけれども、昨今の円安の進行であるとか燃料費の高騰、現地の物価高等によりまして、これまでの費用でカナダへの派遣ということが困難となりましたことから新たな派遣先をプロポーザルで選考し、今年度は派遣先をオーストラリアの北東部、クイーンズランドのケアンズというところに変更いたしまして、7月20日から8月5日までの17日間で実施することとしております。

対象は、市内に在住し、市内の中学校に在籍する2年生、3年生でありまして、3月下旬から5月にかけて募集・選考を行い、2年生9名、3年生4名、合計13名の派遣を決定したところでございます。

また、派遣同行者として、市内の小中学校に勤務する教員等2名の派遣も決定したところでございます。

6月1日から7月13日まで計4回の英会話研修を経まして、先ほど申しました7月20日に派遣となる予定でございます。

以上でございます。

○早稲田委員

今までしばらく海外派遣に行けていなくて、5年ぶりということで再開して喜ばしいことだと思っております。市内の2年生から3年生が合計13名ということで研修も受けながら間もなく始まるということになりますけれども、やっ

ぱりこちらでも現地へ行くという体験がとても貴重だと思いますので、また引率の先生も大変だとは思いますが、無事に行って充実した勉強ができることを期待しております。

また、先ほどイングリッシュDAYのほうも30名の募集のうち29名が集まっているということで、こちらでも楽しい勉強というか、そういうのが進んでいくといいなと思っております。

こういった事業はぜひ継続していただいてやっぱり国際的な人物というか、そういうのに貢献できるようにしていただきたいと思ひますし、やはり人口も減少していくので、海外の方々、外国人の方もどんどん入ってこられる機会も多いので触れ合う機会も多くなりますので、そういった意味で日本人でも外国人でも通常どおりコミュニケーションが取れる人材というのが必要になってくると思ひますので、ぜひ力を入れて頑張りたいと思ひます。

続きまして、「光っ子」教育サポートの状況についてお伺ひします。

卒業式とか入学式とか、コロナ禍が明けて私も議員としていろいろ参加させていただく機会が増えまして、そのときに教員の紹介のほかにもサポートをされる方もやはり紹介されておりました。実際にどのような業務を担当しているのか、改めてお伺ひしたいと思ひます。よろしくお伺ひします。

○原田学校教育課長

「光っ子サポーター」についてのお問合せを頂きました。

「光っ子サポーター」につきましては、配置の要望のなかった小規模校を除く全ての小中学校にサポーターとして配置させていただいております。

「光っ子サポーター」は、特別な配慮を要する児童生徒が学級集団の中で、生活習慣・学習習慣を確かに身につけることができるように、きめ細かな指導体制を充実し、学級の安定化を図ることを目的としているものとなります。

具体的には、授業を行う教員の指示をなかなか理解することが難しい児童生徒に寄り添いまして、横で分かりやすく説明をし直したり、活動の準備を手伝ったりといったその支援を行うほか、教室の中でじっとしていることが難しい子供が飛び出してしまうといったようなときにその児童生徒に寄り添い、場所を変えて活動を行ったり、あるいは気持ちの安定を図って授業に戻したりするといったような支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

「光っ子サポーター」の方がおられることで、その対象の子供さんがみんなと一緒に勉強できる時間が増えたりとか、ほかの生徒さんもあまり気を使わない

で授業に専念できるようなことにつながるとよいと思っておりますので、今後
もぜひ全ての学校にほとんど入っているということなので、引き続きお願いし
たいと思います。

では、最後の質問になりますが、文化財についてお尋ねいたします。

文化財の保護事業は、どのように今動いているのでしょうか。

まずは光海軍工廠の水道管についてお尋ねします。その後どのようなになって
いますか、お示してください。

○国広文化・社会教育課長

光海軍水道の水道管については、本年5月に教育委員会会議において、光海軍
工廠の関係の資料群ということで追加の指定となりました。

これまで水道局において保管をしていただいておりますけれども、その後、
塗装等の処置を施しまして、今月、文化センターのほうに搬入を完了してござい
ます。

水道管を含め8点の海軍工廠の関係資料群につきましては、8月に文化セン
ターで公開する予定としておりますので、またお立ち寄りのほうよろしく願
いしたいと思います。

以上でございます。

○早稲田委員

水道管のほうは塗装が済んで文化センターに今移設されていて、8月には公
開されるということで楽しみにしております。

また、文化財の別件なんですけれども、同じ5月に虹ヶ浜菊が光市の文化財に
指定されたと思うんですけれども、その経緯についてお尋ねします。

○国広文化・社会教育課長

虹ヶ浜菊につきましては、昨年になりますけれども、浅江のコミュニティ協議
会より文化財指定の要望がありまして、同月の昨年11月ということになります
が、文化財審議会において調書を作成し、指定について審議していくことが望ま
しいという御意見を頂きました。その後、今年の5月、文化財審議会が開催され、
審議された結果、本市の地名を有する貴重な植物であり、地域の宝として保存・
活用の両面で末永く継承されるよう指定することが適切と判断されました。

これを受け、5月23日に開催された光市教育委員会会議において、光市の文化
財に指定することが決定をされたところでございます。その後、6月5日に浅江
地区コミュニティ協議会が主催しまして、浅江小学校4年生の児童が参加する
虹ヶ浜菊の挿し芽作業にて虹ヶ浜菊の文化財指定書を披露し、浅江地区コミュ

ニティ協議会及び児童代表に指定書を交付したところでございます。

児童の代表からは、「浅江小で挿し芽をして保存していた虹ヶ浜菊が、市の文化財に指定されてうれしい」という声も頂いているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

虹ヶ浜菊のその認定証の授与式のようなものが、その浅江小学校で行われておりまして、たまたま私もその行事のほうに参加して見学させていただきました。紙芝居とか虹ヶ浜菊のこの由縁みたいなものとか、あとは浅江コミュニティ協議会の方々がすごく楽しそうに子供さんたちと接して、小学生もみんな実際の挿し芽を体験して虹ヶ浜菊を大切に育てようという本当に体験学習と、そのコミュニティーとの楽しい行事というのが展開されていまして、素晴らしい活動だというふうに私のほうは感じました。

地域も子供たちとか文化財を守るという気持ちが芽生えるし、子供たちもその気持ちが出てくるという感じだったので、何かこう文化財と学校とか子供たちとか行事とか活動を組み合わせて、それぞれが勉強になっていろいろ地域のものとか、光市を愛する気持ちを育てていくというのにつながるんじゃないかなというふうに感じたところです。

今後も何か虹ヶ浜菊以外のものでも、文化財とそういった子供たちとの行事をつなげてイベントが組まれるといいなと感じましたので、ぜひ引き続きそういうのを検討してください。よろしくお願いいたします。

以上です。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和6年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：北川財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお尋ねいたします。

まず、公式LINEアプリについて。運用が始まってからしばらくたっており
ますけれども、まずは現在の登録人数について教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

こんにちは。光市公式LINEにつきましては、市民と行政が双方で情報の受
発信を充実させるために令和4年10月11日に開設し、1年8か月を経過したと
ころでございます。

委員会開始直前に確認したところの登録者数でございますが、4,452人となっ
ております。

以上でございます。

○西村委員

4,452名ということで大分利用者というか、登録者が増えてきたなという、定
期的に推移を確認しておりますけれども、そういう状況かなと思います。

これは目標値があったかなというふうに思うんですが、いつまでにどれぐら
いの登録者数を達成する、そういう目標が設定されていたでしょうか、そのあた
りのところをお願いいたします。

○藤井情報・DX推進課長

目標でございますが、第3次光市総合計画に掲げております。令和8年度末で5,000人の登録目標を掲げているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知いたしました。令和8年度末で5,000人の登録者数を目指すということで、それに向けては順調に推移をしていっているものというふうに理解をいたしました。

その上で利用者が増えてくるということは、利用の方法は様々あると思いますが、一つ、道路であったり有害鳥獣であったり、様々な通報の機能というものがあるかと思えますけれども、そのあたりの通報の件数というものはどういうふうな推移をしているのか、そのあたり分かればお示しいただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

通報機能についての御質問を頂きました。

道路や公園遊具の不具合、有害鳥獣の目撃情報などを通報する機能につきましては、開設以降、令和6年5月末時点において108件の通報を頂いております。

項目別に申しますと、道路に関するものが85件と最も多く、次いで公園に関するものが10件、有害鳥獣に関するものが6件、カーブミラーに関するものが5件、不法投棄に関するものが2件でございます。

月別で申しますと、多い月では十数件となる月もございます。

また、年度で比較しますと、令和4年度の平均が1か月当たり3.2件であったものが、令和5年度では5.6件、令和6年度は4、5の2か月ではありますけれども、11件となっており増加傾向にあるものと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

登録の件数に比例する形かどうかは置いておくとして、利用される件数が通報を含めて増えているというのは非常によいことだなというふうに思いますので、引き続きこうした機能が市民の方に行き渡るように周知のほうに努めていただければと思います。

その中で通報に関する機能のうち、ちょっと私のほうに直接問合せがあったもので確認をさせていただくんですが。

これは道路であったりカーブミラーとか写真を撮って通報をするということ

を手法として選択する場合、カメラが手順に沿っていくと勝手に起動をされる仕様になっていると思うんですが、そのカメラを起動したら最初からアウトカメラを向いていればいいんですが——アウトカメラってスマートフォンの背面にあるカメラなんですけれども、このインカメラが起動して自分の顔が出てきてびっくりするということなので、実際に私も分かっちゃおったんですが、あまり気にしていなかったんですが、市民の方からそういうふうな声があったので——その方はiPhoneをお使いだったんですけれども、端末によっても違うのかなと思うのですが、そのあたり、最初からインカメラではなくてアウトカメラが起動するような仕様にはできないものか、そのあたりをちょっとお伺いさせていただきます。

○藤井情報・DX推進課長

通報する際に起動するカメラのイン・アウトにつきましては、使用するスマートフォンの機種に依存し、機種によってインカメラ——内向きのカメラが起動するものと、アウトカメラ——外向きのカメラが起動するものがございます。使用される機種ごとに仕様が異なるため、通報の際に起動するカメラを光市公式LINEアカウントで使用しているシステムから制御することはできません。お手数ではございますが、インカメラで起動する場合につきましては、手動でアウトカメラへ切り替えていただくようお願いいたします。

以上でございます。

○西村委員

機種ごとに依存、機種の仕様に依存しているということで理解をいたしました。私は正直あまり気にならなかったのですが、画面の中の切替えボタンを押せば外を向くので。

ただ、これは御年輩の方がそういうふうにおっしゃって、ずうっと自分の顔が写っていてよう分からんという声があって、どこでインとアウトを切り替えていいのか分からないという操作的な話もあって。ああ、そういう課題もあるんだなあというのは、私自身も気にならなかったところでも言われたので、手順に入れるどうかは置いておくとして、そういった状況があるということをお伝えをした上でまた含めて、できれば周知を頂ければなあというふうに思います。

そういった声を頂けるということは、それだけ使う人が少しずつ増えてきているという証拠かとも思いますので、引き続きの取組をどうぞよろしくお願いいたします。

それから次に、民間提案制度の広告・提案型についてお尋ねをさせていただきますが、先日、記者発表もあったところかと思いますが、これの具体的な内容に

ついて、まずはお伺いしたいと思います。

○北川財政課長

民間提案制度の広告提案型のお尋ねでございますが、こちらにつきましては新たな自主財源の創出やコスト削減などにつなげることを目的といたしまして、民間事業者の方から光市公有施設財産を用いた広告事業に係る提案を公募する制度でございます。

想定される広告事業ですけれども、例えば、市が使用する封筒への広告であったり、市が保有する施設や土地に看板を設置するなどというものが想定されますが、本年度につきましては市内の児童遊園地、光駅の南口駐車場、光駅の北口駐車場を公募しております。その他、民間事業者の方がこちらに広告を載せたいという御提案があれば、行政経営室で事前に相談を承ることとしております。

その対価でございますけれども、いわゆる金銭ではなくて、例えば草刈りであったり、物品の無償供与であったりというものにつきましても対象とする制度でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

今、様々な想定、封筒の広告、土地を使っていただく方のところ、様々あったかと思います。その対価として金銭だけに限らず、役務の提供、あと物品の支給と、そういった幅広く裾野を広げて財源の確保であったり、そういったものにつなげていくという趣旨と理解をいたしました。

その後、記者発表してまだそんなに日はたっていないかと思いますが、もし、そういった問合せとか反響があったというのがあれば……。そういったようなことがあったのかどうか、お聞かせいただいたらと思います。

○北川財政課長

6月7日に記者発表をいたしまして、ホームページで要綱を公表いたしました。地元等のメディアにも取り上げていただきましたところ、現在のところ数件のお問合せを頂いております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。6月7日ということで、まだ20日、2週間ぐらいの間に反響があったということで今後の状況を注視しながら、また期待をしたいというふう

に思います。

それから次に、少しふるさと納税の状況について確認をさせていただきたいんですけども、昨年度、前回の3月だったかな、委員会で少し聞かせていただいたと思うんですが、取り扱う何かウェブの業者を増やしたりとか、そういった対応をするというふうな取組をしていくということで、その当時は伺ったんですけども、その後の今年度の取組状況というものについてをお伺いさせていただければと思います。

○坪根企画調整課長

今年度の取組ということでございますが、現在、本市へのふるさと納税額の増加に向けまして3つの取組を進めているところでございます。

まず、1つ目は、ポータルサイトへの掲載でございます。

寄附を通じて光市を応援いただくためには、光市の魅力や返礼品をより多くの方に訴求していくこと、つまり知っていただくということが非常に重要であると認識をしております。このため、返礼品をインターネット上に掲載するポータルサイトの利用を増やす取組を現在進めているところでございます。

令和5年度は、3件追加をいたしました。セゾンふるさと納税、ふるなび、ANAふるさと納税、この3つでございます。また、令和6年度は現時点で2件追加をしております。「もぐふる」というものと「ふるラボ」というものになります。これにより、現在、利用しているポータルサイトは全8件となっています。

次に、2点目として、返礼品目の拡充でございます。

ポータルサイト等で知っていただいた返礼品を本市への寄附に確実につなげていくためには、魅力ある返礼品の発掘・登録が重要であると考えております。このため、令和5年度には26品目を新たに追加いたしました。

これにより令和5年度末では、全151品目の返礼品を御用意したところでございます。令和6年度は、現在、品目の追加は検討中でございまして、光市ならではのところを意識しながら、新たな返礼品の発掘等について検討を進めているところです。

次に、3点目は、返礼品の取扱店舗の周知でございます。

近隣自治体住民の方や帰省で本市を訪れる方、こうした方をターゲットにふるさと納税の返礼品の取扱店舗だということを、協賛事業者を通じてPRをしていただくという取組を支援しているところでございます。

令和5年度は、まず、協賛事業者のうち希望する事業者に対してポスターを市で作成し、希望する7事業者に計54枚をお渡しいたしました。

次に、机やカウンターなど台の上に置く小さな広告塔、ポップを作成し、7事業者48個をお配りしております。いずれも職員がデザインし消耗品で作成した

ものであり、業者のPRをしっかりと支援しております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。3つの取組ということで、ポータルサイトの利用の充実を図るもの、返礼品目の拡充、返礼品を取り扱っているという店舗の周知活動、このあたりに力を入れて取り組まれている内容を御説明いただきました。

その取組については理解いたしました。実際にその取り組んでいて、まだ効果といってもあれですけども、令和5年度の取組状況とかも含めてどういった効果が上がっているのか、それが示せるものがあれば併せて教えていただきたいと思います。

○坪根企画調整課長

取組の成果は、令和4年度はふるさと納税額が1,518万円でしたが、令和5年度、これは速報値ですが2,154万円程度、前年度比約1.4倍となっております。

これは令和4年12月にポータルサイト楽天の登録をいたしまして、その効果や新たな返礼品の導入も効果があったものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。1.4倍、令和4年度からは金額が増えているというところで取組の効果が一定出ているというふうに理解をいたしました。とはいえ、なかなかふるさと納税のことですから出と入りがあると思いますので、引き続き力を入れて取り組んでいただいて少しでも多くの方に光市を知ってもらう、そういった取組をしていただければというふうに、これはお願いをしておきたいと思います。

それから次に、DXに関して数点お尋ねをするんですけども、今年度の新しい取組としてノーコードツールを導入して様々取り組んでいるということで、当初の3月でもお聞きをしたんですけども、その後、ノーコードツールを実際に運用して、それを取り巻く進捗の状況というか、そのあたりを教えていただければと思います。

○藤井情報・DX推進課長

光市行財政構造改革推進プランの取組事項の一つである内部事務の電子化、ペーパーレス化と情報共有手段の拡充に向けての検討に基づき、ペーパーレスや情報共有を推進し、全庁的な業務効率を改善することを目指し、ノーコードツ

ールの導入を進めているところでございます。

ノーコードツールを導入するに当たっては、昨年度、デジタル化推進アドバイザー及びリコージャパンの協力を得て研修を継続的に実施しているところで、令和5年度は2回実施し、17名が受講しております。令和6年度は、現在、第1回の研修を実施中で9名が受講しており、今年度はあと2回研修を実施する予定でございます。

また、これまで研修受講者にノーコードツールの公開を限定しておりましたが、本年度6月より全職員向けに公開を行ったところでございます。

次に、ノーコードツールで作成したアプリの活用状況でございますが、3月議会の一般質問でもお答えしました各地区のコミュニティセンターに配備をしております公用車の運行管理のほか、出前講座や各種イベントでのアンケートの回答・集計、また市民からの要望の対応について、従来ですと現場に確認をしに行き、紙に記録をして市役所に持ち帰ってから表計算ソフト等へ入力する手順で行っていたことについて、ノーコードツールへ移行することで現場や移動中に入力することができるようになることで業務効率が向上したといったものがございます。

引き続き検証を実施し、ノーコードツールのアプリ作成者を増やすことで、ノーコードツールを活用した業務改善を進めてまいります。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。順調に活用が進んでいるということで、ちょっと今お話の中で、現場へ実際に行って現場で情報の入力ができる。これはスマートフォンからとかということなんだろうというふうに思うんですが、そういった小さなことでも業務の改善につながっているということがよく分かりました。職員さんから新しいそういった効率的なツールが生まれることもあるでしょうと思いますので、引き続き周知と研修、様々な取組をお願いいたします。

それから次に、生成AIについて少々お尋ねするんですけども、生成AIについても出てきてからしばらく時間がたって、自治体によってはその活用に取り組む、そういった自治体もある中で光市の行政を取り巻くこの生成AIの活用状況、これについて何か変化があったかどうか、そのあたりについて教えてください。

○藤井情報・DX推進課長

生成AIは、これまで調査から文書作成までに要していた作業時間を大幅に短縮するなど、様々な行政事務における業務効率を大幅に向上させる可能性を

秘めており、導入活用試験運用を表明する自治体が全国的に増加しております。

山口県では生成A Iの利用に係る実証を昨年8月に開始し、対話式文章作成A I利活用ガイドラインを策定し、やまぐちD X推進拠点Y－B A S Eのクラウドシステム「Y－C l o u d（ワイ・クラウド）」を活用して、セキュリティ一面での課題への対応等を図った生成A Iの利用環境の導入に至っております。

本市におきましても、活用の可能性を探るべく昨年度、導入済みのビジネスチャットツール上でC h a t G P Tが利用できる機能が無償利用できる期間がありましたので、情報・D X推進課に限定して試験的に導入し、情報・D X推進課内での利用や、政策企画部各課がC h a t G P Tを活用したい事例を募集し、業務における利用場面の検討、業務改善に対する評価、問題点の洗い出し等を行い、利用に向けた課題の整理を行いました。

また、先ほど申し上げました、やまぐちD X推進拠点Y－B A S Eのクラウドシステム「Y－C l o u d（ワイ・クラウド）」を活用した生成A Iの利用環境を県から無償提供を受け、同様の活動を行っております。

今年度は引き続き、やまぐちD X推進拠点Y－B A S Eのクラウドシステム「Y－C l o u d（ワイ・クラウド）」を活用した生成A Iの利用環境の無償提供を県より受け、全庁的に参加者を募り、生成A Iの適用分野の把握や利用効果の測定を行っていかうとしているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。県においてY－B A S Eですかね、そういった一定の体制が整備されていき、それに呼応する形で各自治体等々、少しずつ取組が進めているということであろうかと思えます。

この生成A Iにじゃあ何ができるのかというお話というのは、まだまだざっくりどういふことができるのかというのをなかなかこう正確に把握している人というのも少ないものと思えます。

だから、全庁的に使おうといっても、どうやって使ったらいいんだというようなさっきのお話も関わってきますが、ぜひ他の自治体の事例などを参考にしながら、ここの自治体ではこういう使い方をしているよというふうなところも併せて調査して、庁内に周知をしていくのとともに、ゼロから利用の仕方を考えるのはなかなか難しいので、その一を提供してあげるといふような観点から発想を募っていただきたいなというふうに、これはお願いとして言わせていただければと思います。

それから最後に、キャッシュレス対応のことについてお伺いをさせていただくんですが、1階のところ、あるいは各出張所にキャッシュレス対応として釣銭

機というか、これが設置をされたところかと思いますが、これが導入されたことによる作業の変化であったり、その効果というものについて最後お伺いをさせていただければと思います。

○藤井情報・D X推進課長

キャッシュレス決済サービスは、行財政構造改革推進プランの取組項目のキャッシュレス決済等を利用した市税等の納付の推進の実現を目指し、昨年度より準備を進め、今年度5月に運用を開始したところでございます。

導入による効果としましては、まず1番目として、現金を持ち歩かない市民の方にとって利便性が向上します。2つ目に、お金の数え間違いや置き忘れ、渡し忘れ等の会計トラブルが減ります。3つ目に、手数料集計作業における職員の事務負担の軽減が挙げられます。

このうち、手数料集計作業における職員の事務負担の軽減について具体的に申しますと、大和支所や牛島出張所を除く出張所、あいぱーくなど、出先機関では月初めに前月分の住民票等の手数料金額を市民課へ報告しております。

従来は、各出先機関が手作業で管理表に金額を入力・計算・集計をし、結果を主に紙により市民課へ報告しておりましたが、キャッシュレス決済端末を導入後は、クラウド上の決済管理システムからダウンロードしたCSVデータを加工・集計した結果を電子ファイルで市民課へ報告する方式へ変更いたしました。

集計はCSVデータを利用して実施するため、非常に簡易かつ短期間に実施が可能となり、職員の負担の軽減が図れている状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。そういった手作業の部分が電子化されたということで、データの集計・取りまとめが簡易になったということで理解をいたしました。

以上です。

○仲小路委員

それでは、ふるさと光の会が7月6日に開催されますけれども、今年度の申込数について、過去の3月分と比較してどのようになっていますでしょうか。

○坪根企画調整課長

参加者でございますが、昨年度は、来賓を除いた会員などの出席者数は47人いらっしゃいました。

今年度は、昨日の時点、6月24日時点でございますが、来賓を除いた会員など

の出席者数は47人を見込んでおります。

以上でございます。

○仲小路委員

コロナ前の開催というのは分かりますでしょうか。

○坪根企画調整課長

コロナ前で最近のものが令和元年度になりますが、令和元年度は来賓を除いた会員などの出席者数は53人で行いました。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それで、内容につきましてですけれども、今年は新市誕生20周年ということですが、特に企画としてこれというのがありますでしょうか。

○坪根企画調整課長

今年度の交流会における企画につきましては、ふるさと光の会の役員の方を中心に現在準備作業が行われております。

企画内容についてお問合せをしたところ、新市誕生20周年に特化した企画ということではなく、参加された皆さんにはふるさと光の現在を御覧いただきたいという思いの中で、室積光さんの御協力を頂きながら、光の魅力を生かした撮影を御準備なさっていると伺っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○早稲田委員

まず、税務課の窓口についてお尋ねします。

外国人の方が来られることはありますでしょうか。ある場合はどのような要件で来られますか、お尋ねします。

○岩崎税務課長

こんにちは。税務課窓口への外国人の来訪についてですが、正確な数字は把握

しておりませんが、年間数件程度でそれほど多くない状況です。

窓口に来られる用件ですが、課税証明などの税関係の証明を取りに来られるケースがほとんどです。

以上でございます。

○早稲田委員

そのときのコミュニケーションについてお尋ねします。

来られたときの対応はどのようにされていますか、お示してください。

○岩崎税務課長

先ほど申しましたように、税務課窓口に来られる方のほとんどが税関係の証明書の取得が目的であり、証明書が発行できるという時点で、既に日本である程度の期間就労するなど日常生活に問題ない日本語を習得されていることから、窓口でのコミュニケーションは問題なく対応できています。

また、日本語をまだ十分に習得されていない方は御本人がスマートフォンの翻訳アプリを用いて必要な用件を職員に伝えたり、日本語対応のできる知人等を同伴して窓口に来られたりするなどのケースがほとんどであり、問題なくコミュニケーションを図ることができています。

仮に日本語で全く意思疎通ができない方がお一人で来庁されたとしても、市民課に設置してあるA I 多言語翻訳機を用いて対応することを想定しております。

以上でございます。

○早稲田委員

分かりました。対応についてどうかなあと思ったりしたところがありましたので、お尋ねしました。

また、最近はスマートフォンなどでもそういった様々な便利な機能があるので問題ないとは思ったんですけども、もし、どうしてもそのときはA I の多言語翻訳機というのが市民課にあるということで、そういった準備もできていることを確認できてよかったです。

もう一つ質問させていただきます。合併20周年を記念して、昨年度から市勢要覧の作成に取り組まれていることと思います。現在の市勢要覧の作成の進捗状況と、今後の策定スケジュールはどうなっているか、お示してください。

○坪根企画調整課長

市勢要覧作成につきましては、令和5年度、6年度の2か年で作成中でござい

まして、令和5年度は公募した市民フォトグラファーが22人いらっしゃいますけれども、これらの方に写真撮影を行っていただいたことや、本市とつながりのある直木賞作家・角田光代さんのほうから、本市を訪れた際の印象やまちの魅力などを表した御寄稿を頂いております。また、それを踏まえながらデザインの方向性、いわゆる骨子というものを定めたところでございます。

現在は、これらを踏まえながら、冊子全体の構成や写真のレイアウト等の調整をはじめ、本市を紹介する写真の収集や具体的な文書の作成、こういったところを進めているところでございます。

また、今後のスケジュールでございますが、引き続き市民フォトグラファーの皆様にご協力いただきながら、市民と協働でより一層魅力あふれる画像の収集を行ってまいりたいと考えております。8月には内容を確定し、9月中旬の完成を目指しております。

以上でございます。

○早稲田委員

22人のフォトグラファーの方たちの写真とか画像を集めているということで、市内には景色のよいところがたくさんありますし、市勢要覧も文字ばかりよりはそういったようなきれいなページがあると見るほうも楽しいので、工夫していただきたいなと思います。

9月の完成を目指しているということで楽しみにしておりますが、市勢要覧はどのようなコンセプトで作成される予定でしょうか。現時点で構わないので、内容のイメージや特徴についてお示してください。

○坪根企画調整課長

このたびの市勢要覧の作成に当たりましては、合併20周年を振り返るとともに、3つの都市宣言、本市の3つの都市宣言を基調とした本市の特徴やこれまでの取組などを「まち・人・もの」、この3つの視点から御紹介をし、それらが本市の未来づくりにつながっていくと、このようなことを表現してまいりたいなというふうに考えております。

コンセプトのイメージとしては、3つの都市宣言掛けるまちづくり・人づくり・ものづくりイコール未来づくりと、このようなイメージで現在作成を進めているところでございます。また、限られた紙面となりますが、この中でしっかりと本市の魅力をお伝えできるように工夫をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほどお話もありましたけれど、多くの写真を市民の方々にお撮りいただいておりますので、このようなものをふんだんに用いて視覚的に分かりやす

い冊子となるように鋭意調整をしているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

20周年を記念してというので、3つの都市宣言掛けるまちづくり・人づくり・ものづくり、未来づくりということで、少し気合いが入っているなという感じが伝わってまいりました。

今は作る場所に一生懸命だと思ふんですけれども、それが完成した後は、それらをしっかりと活用して光市をさらにPRしていただきたいと考えていますが、どのような活用やPRを想定していますでしょうか、お尋ねします。

○坪根企画調整課長

まず、活用とPRというお尋ねでございますが、完成した要覧につきましては、光市新市20周年記念式典で配布をさせていただくことを想定しております。また、視察などの際に本市を紹介する、いわゆるまちの名刺として活用していけたらと考えております。

また、市民フォトグラファーの方に多くの写真を御撮影いただいておりますが、御自身が撮影した写真につきましては、御自身のInstagramにハッシュタグ「光のひかり見つけ隊」というタグづけをして投稿していただくように現在お願いをしているところです。こうしたものを通じて多くの人に光市の写真を御紹介いただくような工夫をしているところでございます。

また、御応募いただいた写真は、市勢要覧に全て掲載できませんので、市勢要覧以外の手法で何か光市のPRに有効活用できないかということについても現在、課の中で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○早稲田委員

まず、視察等に来られたときにお渡しする冊子というのは大賛成でございます。コロナが明けて、私どももいろいろ視察に出かけた際に各市町の工夫されたいろんなPRのものを頂いて帰っておりまして、そういったものを見てやっぱりすばらしいなと思うことがありますので、ぜひ光市についてもPRをしていただければと思っています。

また、さっきの個人の方の写真はInstagramでということで、個人の方でもすごく発信が上手な方はたくさん今いらっしゃると思いますので、こちらが要望しなくてもどんどん自己PRしていただいていると思いますので、さらに進めていただけたらと思います。すばらしいものができることを期待しており

ます。よろしくお願いいたします。
以上です。

3 環境市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第53号 光市し尿等受入施設建設工業（土木建築工事）委託に関する協定の締結について

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○中本委員

それでは、光市し尿等受入施設建設工業（土木建築工事）委託に関する協定の締結について、質問をいたします。

協定の相手方が日本下水道事業団となっておりますが、日本下水道事業団についてはどういう団体でしょうか。

○小山環境市民部長

協定の相手方である日本下水道事業団についてのお尋ねでございますが、日本下水道事業団は国の認可を受け、地方公共団体からの出資・資金援助を受けて設立された地方共同法人で地方公共団体の委託要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設等を行うことが法律で規定されている唯一の法人であり、終末処理場等の建設工事等についての当該地方公共団体の代行を主たる業務として、工事の積算・発注・監理等を含めた建設工事業務を総合的に実施することができる団体でございます。

以上でございます。

○中本委員

下水道事業専門の団体ということでありますので、よく理解をいたしました。

次に、54ページの参考資料の中で、3項の協定の方法の中で、施設の工事に当たっては、日本下水道事業団以外では適切に業務の履行ができないというようになっておりますが、そのところを詳しく説明をお願いいたします。

○小山環境市民部長

日本下水道事業団以外では適切に業務が履行できないということでございますが、本施設は、下水道処理施設の前処理施設であり、周南流域下水道浄化センターへ直接つなぎ込んで下水と共同処理をするものであることに加え、既存の処理施設に後から前処理施設を整備するという全国的にも例の少ないものでありますことから、その整備工事の設計及び工事等は複雑で、高度な知識や経験を

有した専門的技術者及びこれらを総合的に取りまとめる監理技術者が必要であります。当然ながら下水道処理整備そのものに精通している者が前提となります。

こうしたことから日本下水道事業団は、土木・建築・機械・電気・水質などの下水道技術の専門スタッフをそろえ、設立以来、下水道関連施設に携わった実績を持つ団体でありますことから、本施設の整備を委託することで円滑かつ確実な施工が期待できると考えております。

以上でございます。

○中本委員

今回のし尿等受入施設でございますが、直接投入するということでもあります。そういうことで高度な技術が必要だということで説明を頂きました。さらに、円滑に工事が進むようにということでありますので、非常にちょっと違った技術的なことであるのかなということでよく理解をいたしました。

この処理施設工事が早く終わって、この事業が再開できるように、投入できるようによろしくお願いをしておきます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第54号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第46号 令和6年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：周田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○西村委員

それでは、1点だけ確認をいたします。

補正予算書の9ページ、コミュニティ助成事業補助金について少し説明がありました。もう少し具体的な内訳と金額を示せる範囲で示していただければと思います。

○讃井地域づくり推進課長

コミュニティ助成事業は、ただいま御説明したとおり、一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に関する様々なメニューがあるところでありますが、地域づくり推進課で取り扱うのは各地区で行われるコミュニティ活動に必要な備品の購入などに対して助成をし、地域コミュニティ活動の充実・強化・促進を図るものです。

お尋ねの令和6年度の購入予定のものとしましては、10地区13品を予定しており、主なものとしては、周防地区ではたい焼き機、島田地区ではポップコーンメーカー、室積地区と三井・上島田地区では草刈り機、浅江地区ではイベント等で使用するワイヤレスマイク等の備品を購入することとしておりまして、各コミュニティセンター等へ配備したいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。たい焼き機、ポップコーン機、その他草刈り機等の積上げということで理解をいたしました。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第47号 令和6年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、何点かお尋ねさせていただきます。

まず、アルゼンチンアリ対策についてお伺いをいたしますが、3月でもお聞きをいたしました。光井地区においてもアルゼンチンアリ、もろもろ対応を頂いているところかと思いますが、今年度の取組についてお伺いをいたします。

○周田環境政策課長

光井地区のアルゼンチンアリ対策については、光井コミュニティ協議会や防除対象自治会の皆様に御協力を頂きながら、昨年度から防除対策を開始いたしました。

今年度におきましても、4月に光井コミュニティ協議会の役員や防除対象自治会長に今年度の取組の説明と御協力をお願いし、防除計画に沿った6月、8月、10月の年3回の一斉防除を連携しながら実施することとしており、1回目については6月22日から30日の間で各自治会において実施中でございます。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございます。私も回覧板でその内容等は確認をしたところであります。ちょうど今、実施の期間中というところでやはり6月というか、5月ぐらいからアルゼンチンアリがかなり活発に活動しているなあというのは私も目にするとございまして、また引き続き防除の取組についてのフォローをよろしくお願いしたいと思います。

それから、3月の委員会で同地区、光井地区の取組に対しても国の交付金の対象であるというふうにはお伺いをしたんですけども、その後の国の交付金の採択状況についてはいかがでしょうか。

○周田環境政策課長

国の交付金、特定外来生物防除等対策事業交付金の今年度の採択状況についてのお尋ねでございます。

4月30日付で要望額に対し、70%程度の交付金の内示を受けております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。要望金額の70%というところでございますが、交付金を頂けるというところは非常にありがたいなというふうに思いますので、そういったものも活用しながら負担軽減も図りつつ、引き続きの取組をお願いをいたします。

それから次に、自治会員の全般的な回り方というか、そのあたりについて少し伺いをしたいんですけれども、今の状況として私もよく耳にするのは、自治会に入りたくないとか、自治会にそういった加入しない世帯というのが私の周りでも少しいたりします。

そういった状況の中で、地域づくりになると思いますが、自治会に加入したくないという理由にはどういったものがあるというふうに考えられているのか。そのあたり、データの集計というか、どういった声が届いているのかなどあればお尋ねをいたします。

○讃井地域づくり推進課長

自治会に入りたくない理由ということですが、全国的に自治会加入率が低下している中、本市におきましても微減傾向にある状況にあります。

そうした中、自治会に加入したくない理由、自治会の加入率が低下する理由としましては、一般的に3つあるといわれております。

まず、1つ目ですが、生活の利便性の向上や住民の価値観の多様化であります。簡単に情報や物が手に入るようになり、地域で助け合う機会が少なくなったであるとか、個人主義的な考え方や自治会活動に無関心な人が増えたことなどによるものであります。

次に、2つ目、少子高齢化の進行、生活主体の多様化であります。単身世帯や共働き世帯の増加、核家族化、少子高齢化により、自治会活動に参加する余裕のない人や役員になりたくない人が増えているや、高齢により自治会活動に対する負担感が増加したことなどによるものであります。

最後に、3つ目、集合住宅の増加であります。ごみ出しなどは管理組合等で十分対応できるので自治会の必要性を感じないであるとか、単身世帯用アパート等に短期的な居住者が増加しており、未加入者が増えたことなどによるものであります。

以上です。

○西村委員

生活の利便性、生活様式の変化というか、そういったところと少子高齢化に伴

うもの、それから集合住宅に住む人が増えてきたということで、一般的にはそういった3つの要因が挙げられるという中で、そのとおりだなというふうに思います。

個別具体には様々その中でも分類される理由があるんだと思うんですけれども、そういった方々に向けて私もどうやって自治会に所属してもらおう、入ってもらおうというか、市としても地域のつながりを大事にしていくという方針がある中で、どういうふうに自治会の活動に参加してもらおうとかいうのを考えるに当たって、自治会加入のメリット・デメリットみたいなものについてはどういったものがあるというふうに考えていらっしゃるのか、そのあたりについて見解をお伺いできればと思います。

○讃井地域づくり推進課長

まず、自治会に加入するメリットでございます。

1点目、地域でのつながりが増える、地域住民同士の交流の促進であります。地域の行事等に参加することで、子供から高齢者まで幅広い世代と接することができる。次に、様々な活動を通じて地域でコミュニケーションを図る機会となり、絆を深めることができ、災害時など、いざというときに助け合える関係を築くことができることなどが挙げられます。

次に、2点目、様々な情報が手に入るです。地域の回覧板等により、地域や行政からの行事・イベント案内などの情報や各種お知らせ、昨今で言いますと、例えば有害鳥獣の注意喚起などの連絡事項等、暮らしに関わる重要な情報を入手することができることなどが挙げられます。

次に、3点目、よりよい地域づくりにつながるです。核家族化、少子高齢化が進む中で、併せて人間関係が希薄化する中、自治会では防災訓練、防犯パトロール、見守り活動、環境美化活動などにより、よりよい地域づくりにつながることなどが挙げられます。

最後に、4点目、地域課題の解消であります。地域での困り事があれば自治会を通じて行政に相談することで、地域全体の問題として訴えることができることなどが挙げられ、以上のことをメリットとして捉えております。

次に、デメリットのほうです。

1点目、経済的負担です。自治会に加入すると、自治会費やその他の会費など、経済的負担が発生することが挙げられます。

次に、2点目、一定時間の労力提供であります。自治会が行う各種活動・行事への参加や、ごみの収集日にごみ置場での管理や清掃当番、見守り活動等への参加が求められ、負担に感じるなどことが挙げられます。

最後に、3点目、単身世帯には加入メリットを感じないということです。単身

世帯の場合、当該地域に長く住むつもりはない可能性が高く、一人で気楽に暮らしたいという思いもあり、その場合、自治会加入のメリットよりも加入や活動そのものをデメリットに感じる人もいるということなどが挙げられ、以上のことをデメリットとして捉えているところでもあります。

以上でございます。

○西村委員

ありがとうございました。

おっしゃるとおり、メリットについては正直、人それぞれあるかなあというふうには思っているところです。特に、若い世代を中心に情報はすごく簡単に手に入る、ホームページにいけば大体手に入るところです。そういう側面もあると。

一方で、地域課題の解決という観点については、そういう発想は若年というか、その世代には意識づけとしてはかなり低いだろうというふうに私も個人的に思っています。例えば、カーブミラーとか道路とか防犯灯のこととか、そういったものに関しては自治会を通して地域の課題であるというふうに訴えていく。そういったものが有効であろうというふうに思いますので、そういったところの取組でメリットとして周知をしていくという考えは一つあるかなあとも思いますので、そのようにしようかなと思っています。

一方で、そういったメリットよりも経済的な負担、特に労務の提供というお話がありましたけれども、その部分が物すごく負担感を——これは全世代そうだと思うんですけども、負担感を感じているというところはあるかと思います。

そういった各種メリット・デメリットがある中で、そういったものの御理解を図りながら、担当所管としてその自治会の加入に向けた対策というか、そういったものは何か講じているのか、そのあたりについてもう少し伺っていきたいと思います。

○讃井地域づくり推進課長

現在、自治会に加入の促進に向けては、光市では連合自治会と光市の連名による自治会加入促進のチラシを作成し、転入者に配布するなどの取組を行っております。

この加入促進のチラシは昨年3月、自治会活動の重要性や加入のメリットなど分かりやすい記載内容に変更をするとともに、モノクロからカラーに変更、転入者に配布をし、自治会加入促進のPRを図っているところであります。

また、自治会長が輪番で回ってくるであるとか、何をしたいのか分からないといった不安や心配に対し、光市連合自治会では、自治会長の役割を分かりやすく解説をした「自治会ハンドブック」というものを令和2年に作成、各単位自治

会長さんに配布をし、不安感や負担感の軽減を図るとともに、持続可能な自治会運営に向けて参考にしていただきたく思っております。

この「自治会ハンドブック」につきましては、光市連合自治会が今年の5月、5年度ぶりに改訂、リニューアルをしたところで、現在、各地区の全単位自治会長へ順次配布することとしております。

自治会加入率の減少については全国的な傾向であり、本市特有の傾向ではありませんが、光市連合自治会と連携しながら自治会の役割や重要性、取組内容等について市民の皆様には粘り強く周知をし、加入促進に努めたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。全国的にも自治会の加入率が下がっている中で、光市でも先ほど一番最初にあった微減ということで大幅な減少には今のところなっていないというデータかと思いますので、今のうちにそういったできる対策を講じておく、適切に活動を理解していただく、あるいは各自治会の活動の内容を精査していくというのも大事なことになるかなと思います。

地域のお祭りとかを見ている準備している方々を見ている、なかなか高齢化が進んでいて、これけがはないかなあとか、はたから見ているとか自分が参加していて物すごく心配になる側面もあったり、そういうのをやっぱり敬遠されている傾向もあるんじゃないかなあという側面はあるんじゃないかなあというふうに私も思っています。ですので、全市的なというか、全国的な傾向もありながら、各自治会の取組の内容というのにも手を入れていくべきなんだろうというふうに個人的には思っていますので、そのあたりの活動の把握とかも含めて今後少しずつまた取組をしていただければなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、最後に1点、空き家の対策についてお伺いをするんですけれども、今年度の除却の補助事業については現状こういった取組の状況か、お伺いをいたします。

○山根生活安全課長

まず、危険空き家除却促進事業補助金につきましては、市広報及び市ホームページに掲載するとともに、5月発送の固定資産税の納税通知書に封入する形で、空き家の適正管理をお願いする文面と両面刷りのチラシを作成し、周知をさせていただきます。

また、申請状況につきましては、相談やお問合せは十数件頂戴しておりますが、

いずれも補助金の該当になる状態ではなく、現時点、申請はゼロ件という状況でございます。

なお、この補助金の該当となり得る家屋の所有者もしくは管理者等の方々には、職員のほうで訪問や文書送付により適正管理のお願いや、除却促進事業補助金の利活用に向けた働きかけを継続的に実施しておる状況でございます。

以上でございます。

○西村委員

取組状況について理解いたしました。十数件問合せ等あったものの、いずれも要件に該当しないと。今、真に除却をしていただきたいというところになかなか目がいけないというか、というところはあるかと思いますが、引き続き粘り強く対応に当たっていただきたいというふうに思います。

一方で、そういったものに該当しないと言いながらも、壁がばらばらと落ちてくる、そういったランクだけでは判断ができないようなところというのも市内にも何件かやはりあるというふうに思いますので、そういったところについても一部、個人なのか市なのか分からないですけれども、コーンがしてあったりとかブルーシートがかぶせてあったりするんですけれども、そういったところにも周知・啓発を含めて引き続きの対応をよろしく願いいたします。

以上です。

○仲小路委員

それでは、数点お尋ねをいたします。

最初に、法務局の人権相談において、子供の人権問題を手紙による相談として、小学生、中学生を対象に「こどもの人権ＳＯＳミニレター」に相談したいことを書いて投函すると返信して相談に対応する制度が実施されます。

そのほかに「子どもの人権110番」あるいは「子どもの人権ＳＯＳ－eメール」、それから「LINEじんけん相談」がありますが、光市においてはどのように関わっているか、お示してください。

○西村人権推進課長

「こどもの人権ＳＯＳミニレター」は、法務省と人権擁護機関、人権擁護委員が行う活動でございます。この活動に市として直接関わりはございませんが、人権擁護委員との関わりということでお答えいたします。

人権擁護委員の活動につきましては、法務局と連携し、支援を行っているところでございます。

御紹介のありました「こどもの人権ＳＯＳミニレター」は、児童生徒が教師や

保護者にも相談することのできない子供の悩み事を的確に把握し、学校及び関係機関と連携しながら、子供をめぐる様々な人権問題の解決に当たるものでございます。

流れといたしましては、毎年6月に法務省から全国の小中学校へ「こどもの人権SOSミニレター」が配布されます。

そこで、市内に8名おられます人権擁護委員さんが市内の小中学校全てを訪問し、学校に対しミニレターを依頼します。学校から全児童生徒に配布されまして、児童生徒は学校で配られたミニレターに悩み事を記入し、切手不要でポストに投函すると、最寄りの法務局に届くというものでございます。その届いたミニレターに人権擁護委員や法務局の職員が、子供が希望する連絡方法、手紙や電話で必ず返信をするというものでございます。

今後とも法務局と連携し、人権擁護委員の人権問題の解決を目指す活動について、市として支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○仲小路委員

分かりました。これにつきましては、人権擁護委員の方がやられているということで、市としては直接の対応はできないという状況ですけれども、これが子供たちの人権を守る、また様々な悩みを解決するものにつながればというふうに思います。

それから次ですが、省エネ家電購入支援補助事業が3,000万円の予算で5月8日から実施されておりますけれども、現在までのエアコンと冷蔵庫のそれぞれの補助件数と金額をお示してください。

○周田環境政策課長

省エネ家電購入支援補助金の設備ごとの件数と金額について、6月21日までの申請ベースで申し上げます。

まず、エアコンですが、補助件数118件、補助額506万7,000円でございます。次に、冷蔵庫ですが、補助件数96件、補助額414万6,000円で、合計で補助件数214件、補助金額921万3,000円となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。まだかなり予算が残っているという状況でありまして、去年は8月に終わってしまったんですが、それよりはもうちょっと先まであると思います。そういう形で皆さんにお知らせをしながら、またこれを活用してもらえ

ばというふうに思っております。

それともう1点ですが、エコスタイルサポート補助事業も500万円の予算で5月8日から同様に実施されておりますけれども、現在までのZEH、断熱材・玄関扉・複層ガラス・二重サッシ、それからLED照明設備、また宅配ボックスがそれぞれありますけれども、それぞれの補助件数と金額をお示してください。

○周田環境政策課長

エコスタイルサポート補助金の設備ごとの件数と金額について、6月21日までの申請ベースで申し上げます。

ZEHが1件で10万円、断熱材が3件で15万円、玄関扉が5件で25万円、複層ガラス及び二重サッシが10件で50万円、LED照明設備が35件で105万9,000円、宅配ボックスが2件で1万円となっており、合計で56件206万9,000円でございます。

以上でございます。

○仲小路委員

こちらにつきましては、4割程度の予算が使われているということでもうちょっとあるかなというふうに思います。分かりました。これは継続なので、今後また状況を確認したいと思います。

それから、今行われていますノーマイカー運動推進キャンペーンがありまして、これについてはカードが発行されておりますけれども、この事業の実施の目的、内容、また費用あるいは現在までの申込数をお示してください。

○周田環境政策課長

ノーマイカー運動推進キャンペーンに対するお尋ねでございます。

本事業は、市内に路線網を有する防長交通株式会社様、周南近鉄タクシー株式会社様、有限会社大和タクシー様の御協力により、市全域での温室効果ガス排出量の削減と日常的なバス利用者の拡大を図ることを目的に実施するものです。

内容は、市内事業所に通勤しているマイカー利用者及び希望する個人を対象に、事前に環境政策課に参加登録を行った人に登録証「エコマルパス」を発行し、それを月末の金曜日に対象となるバスから降車する際に提出すると、通常運賃の半額で利用できるものでございます。

次に、費用ですが、チラシや「エコマルパス」は環境政策課において自前で作成しているため、予算の支出はございません。

最後に、申込数でございますが、5月25日から受付を開始し、6月21日までに事業所2社から148件、個人19件で合計件数は167件となっております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。バスについては確認したんですが、この大和タクシーというのはどういうふうな扱いになりますでしょうか。

○周田環境政策課長

有限会社大和タクシー様については、市営バスの運行をしておりますので、それで御協力を頂いておるところでございます。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。確認いたしました。

それから、もう1点ですが、現在の浅江コミュニティセンターは昭和53年3月の建築で経過年数が46年という状況がありまして、様々な課題があるとは思われますが、これについて概略はどのように考えられていますでしょうか。

○讃井地域づくり推進課長

浅江コミュニティセンターの課題ということですが、委員御案内のとおり、築後46年が経過しており、施設の老朽化に加え、バリアフリー化の問題やホールが狭い、独立した会議室がない、2階のトイレが男女共用となっている等の課題を把握しているところでございます。また、地域からは、駐車場が狭く、大規模なイベントが開催しにくいといった課題があると聞いております。

一方、防災の面におきましては、洪水及び高潮の浸水想定区域内に立地しているといったことも課題として捉えているところであります。

以上でございます。

○仲小路委員

これにつきまして、今の状況は確認しましたが、今後ある程度の何か考えとかいうのはありますでしょうか。

○讃井地域づくり推進課長

浅江コミュニティセンターの課題への対応ということですが、現状、大規模修繕や施設の整備といったことにつきましては、光市公共施設総合管理計画の方向性に沿った対応ということになります。

現状で何か課題等、早急に対応すべきものがありましたら、現地を確認して、

修繕等によりコミュニティ活動の停滞になることのないように対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。これにつきましては、住民の方々等もいろんな意見があると思いますので、皆さんの意見をお聞きしながらまた対応をしていただければと思います。

以上です。

○中本委員

それでは、本年の1月から始まった三島コミュニティセンター建設工事の進捗状況について、お尋ねをします。

○讃井地域づくり推進課長

三島コミュニティセンターの建設工事につきましては、限られた敷地の中での建て替え工事となること、また工事期間中、施設が利用できない期間を極力少なくするように配慮しまして、まずは利用頻度の高いホール部分を新築し、既存のホールを解体した後に本体部分を新設することとしております。

これまでの工事の進捗状況でございますが、本年1月からホール部分の新築工事に着手をし、くい打ち工事の後、躯体工事に入り、基礎工事、鉄骨工事、屋根板金工事、外壁工事、建具工事等を実施し、現在は仕上げ工事を実施しているところであります。

全体の工程に対する進捗率を申しますと、5月末現在で建築工事30%、電気工事13%、機械設備工事18%となっており、当初の計画どおり順調に進捗しております。

今後は、来週7月6日に電気設備の切替工事を行った後、検査機関による仮使用検査を受ける予定としており、順調に進みますと、7月23日から新ホールの仮使用が可能となる見込みであります。仮使用検査などに伴い、7月6日から22日までの間は現在のホールが使用できなくなり、利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中本委員

限られた敷地の中での工事というのは大変だというふうに思っております。

順調に当初の金額どおりいっているということで、まずは安心をいたしております。順調に早くこの工事が進みますように注視していかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、ホールが2週間程度、7月6日から7月の23日まで使用できなくなるということを地域にはどのように周知をいたしますか。よろしくお願いいたします。

○讃井地域づくり推進課長

地域への周知方法でございますが、コミュニティセンター内のロビーとホールの出入口にお知らせ掲示をしているほか、三島コミュニティ協議会が発行している「コミュニティ三島」6月25日発行の館報で周知をすることとしております。

以上でございます。

○中本委員

地域への周知については、コミセンの掲示板あるいはコミセンの官報あるいはコミュニティの三島ということで周知を徹底するということですので、しっかりとそういう形で市民、地域の方に周知徹底するようによろしくお願いをしておきます。

今後の新ホールの仮使用以降の建設工事のスケジュールについて教えていただけますか。

○讃井地域づくり推進課長

新ホールの仮使用以降のスケジュールであります。7月から8月にかけて既存ホールの解体工事、8月からコミセン本体部分の新築工事、併せて9月から11月にかけて消防機庫の新築工事を行い、令和7年2月末に現在行っている第I期工事を完了する予定でございます。

工事完了後は、3月に備品等を整備して、令和7年4月に供用開始したいと考えており、引き続き適切な工事の進捗管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員

建設工事のスケジュールはよく理解をいたしました。

既存ホールの解体工事も始まって、それから消防機構の新築工事にも入っていくということでありました。令和7年の2月が完工予定ということでありま

すので、ぜひ間違いなくこの2月に完工できますようによろしく願いをしておきます。

このコミセンは、三島地区の方々は予定どおり施設の完成を待ち望んでおられるというふうに聞いておりますので、ぜひ完成が令和7年の2月末に完工できるようによろしく願いをしておきます。

以上です。ありがとうございました。

○委員長

もう1件。

○中本委員

街路照明については、また改めてお聞きをしなければなりません。

実は島田2丁目に危険空き家というのがあります。これは商業地の近くでありまして、非常に危険な状況であるというふうに思っております。今、市の道路河川課のコーンが3つぐらい並んでいまして、そのコーンがめちゃくちゃに割れてそのままの状態で放置されているということでもあります。非常に大企業の前の交差点でありますので、草もぼうぼう、そんな状況であっていいのかなというような思いがしております。そういう苦情が入ってはおりませんか、お聞きをしておきます。

○山根生活安全課長

委員御指摘の箇所につきましては、先週、市民の方から市民相談係のほうに情報提供がありましたので、職員が現地確認の上、関係所管に対応の願いをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○中本委員

情報が入っておるということでよく分かりました。

早くいろんな面で地域が——非常に何か草が生えてコーンが散らばって、そういう状況がずうっとそのままになっているということは非常に残念だというふうに思っておりますし、ぜひ早急に対応をしていただきますようお願いをしておきます。

以上です。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和6年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：秦消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○西村委員

それでは、2点ほどお伺いをさせていただきます。

防災に関しての部分になるんですが、現在、光市が締結をしている災害時の応援協定です。それで今、現在、提携している先がどれぐらいあって、どういう内容なのかというのを教えてください。

○海老本防災危機管理課長

それでは、災害時の応援協定について、御説明いたします。

現時点では、国、県等の防災関係機関をはじめ福祉施設やスーパーなどの小売業者等との協定を52団体締結しております。こうした協定に基づいて、災害時における支援はもとより、総合防災訓練への参加等の機会を通じて平時から協定先と連携を図るようにしております。

以上でございます。

○西村委員

関連でもう一つ。その52団体の中には、小売業とかそういったものが入っているということだったんですが、例えば、キッチンカーとかそういう協会と、炊き出しとかそういうものが可能なところとの応援協定みたいなものは、あるのかないのか、そのあたりをもう一度お願いします。

○海老本防災危機管理課長

キッチンカー団体との協定については、現時点で具体的な話は出ておりませんが、キッチンカーは災害時にも衛生的で温かい食事の提供が期待できることから、近隣の団体の有無も含めて、前向きに検討したいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

分かりました。現時点では、そういったところとはという話かと思いますが。山口県にもいろんな、調べた感じだと、グルメケータリング協同組合さんというところが、ぱっと調べた感じではあったりしたんで。

そういった、さっきの仕出しというか、災害時に食事を提供できるようなところとの連携というのも、強化をしていただきたいなというふうに思いますので。

では、今後検討していただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、同じく防災に関して、ドローンに関してお伺いするんですけども。

主には今、整備している、光市で持っているドローンの活用方法というのは、災害時のときに、災害の状況を確認をしたりする、そのために飛ばすということが主な用途として想定をされていると思うんですが。

昨今、ドローンを飛ばすに当たっての法律の整備というか、取り巻く状況がものすごく変わってきているという背景の中で。じゃあ、その災害時にドローンを飛ばすに当たって、法律の規制であったり、必要な資格であったり、災害時に飛ばすときの制限というか、そういったものが現在どういうふうになっているのか、確認をさせていただければと思います。

○海老本防災危機管理課長

ドローンに関する資格や手続について、また、災害時での飛行の手続について、御説明いたします。

原則、ドローンは免許等がなくても操縦することは可能ですが、航空法においては、人口集中地区、また、ヘリポート周辺など飛行禁止区域での飛行や、夜間、目視外での飛行、催し場所の上空での飛行は特定飛行に該当し、これについては国交省による飛行場所に対する許可や、飛行方法に対する承認が飛行機会ごとに必要であると規定されております。

防災危機管理課所有のドローンの飛行手続については、本来であれば飛行機会ごとに必要な許可や承認について、1年間の包括申請を行い、飛行させる機体及び操縦を行う職員を事前に登録し、国交省より許可と承認を得ており、実際に飛行する際には、具体的な飛行場所と飛行方法を届け出る方法により、飛行を行っております。

災害時での飛行手続についてですけれども、国によると、国や地方公共団体ま

たはこれらの依頼を受けた者が、事故や災害に際し、捜索や救助のために無人航空機、いわゆるドローンを飛行させる場合には、航空法上の飛行禁止区域及び飛行方法の規定が適用されないこととなっており、手続が不要となります。

また、現在、防災危機管理課所有のドローンでの活用を想定しております、災害時の被害状況の調査に関しましても、捜索、救助のために行う無人航空機の飛行に該当するものとされております。

そのため、災害時における捜索や被害状況の調査は、航空法の特例が適用され、国の許可、承認は不要となります。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。1年間の一括で包括申請をしているというところで、基本的には飛ばす職員さんとかが登録をしているという状況で、飛ばすときには届出を出せばいいというところで、理解をいたしました。

また、災害時にも、そういった現行の法令の適用の範囲外であるということで、問題なく飛行できるということは確認できたので、安心しました。

一方で、またこれは機会を捉まえてと思うんですが。民間でドローンを飛ばす事例というの、件数が今後、増えてくるんじゃないかなというふうに、今、推察をするところでございます。そのあたりの細かいルールというのは、特定の決まったものがないという側面もあったりするので。航空法上とか民法上とかの制限は、一般的にはあるんですが。じゃあ、具体的に飛ばすときにどういう手続が必要なんだというのは、防災以外のところですけども、また調査をして、今後、聞かせていただければなと思っておりますので、そのときは、また聞きたいと思います。

あとは……。大丈夫です。

以上です。

○仲小路委員

それでは、何点か伺いたいします。

災害時の対策本部等が、これまでは本庁舎に開設されていましたが、今後は防災庁舎に変更となるため、必要に応じて、市長や部長等が防災庁舎に移動となります。

そこで、災害の状況によって、防災担当者が本庁舎と防災庁舎のどちらに待機するかについては、どのように決めていますでしょうか。

また、大雨や台風時においては、防災庁舎と本庁舎の移動に危険が伴うことも考えられますが、その点についても、どのようになりますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

災害時等における職員の体制や防災庁舎への移動について、説明いたします。

基本的に、防災危機管理課職員は防災庁舎に常駐しておりまして、災害の内容等で場所が変わることはありません。

なお、災害対策本部員等を招集する際は、防災庁舎の災害対策本部会議室で会議を開催することが基本となり、その他の職員については従前どおり各職場で対応し、総合防災情報システム等を活用しながら、情報共有を図ることになります。

また、防災庁舎と本庁舎の移動に関しましては、主に災害対策本部員が対象となりますが、そのときの気象状況等を見ながら、安全に配慮した徒歩移動を基本とするため、危険性はございません。

以上になります。

○仲小路委員

ということは、基本的には、防災庁舎ではなく本庁舎において、防災危機管理課以外の方はいらっしゃるということで、よろしいですかね。

○海老本防災危機管理課長

そのとおりでございます。

○仲小路委員

ということは、オンライン等での会議という形でよろしいですか。

○海老本防災危機管理課長

オンラインというよりは、今、本庁と防災庁舎をつないでいるチャット機能であったり、あとは職員同士の電話連絡等であったり、そういったもので情報共有するようになると思います。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、災害時には今、防災倉庫が何件かありますけれども、これを実際に開ける方というのは、どのように決めていますでしょうか。

○海老本防災危機管理課長

防災倉庫の運用に関しましては、市が主に開設する避難所に併設しておりま
すことから、防災危機管理課と避難所を所管する部署で鍵を管理しており、避難
所を開設する場合においては、避難所を所管する職員により防災倉庫の開閉を
行うことになります。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。

それから、今の防災倉庫の中の資機材なんですが、先日の防災研修で、中身は
どうなっているんだろうという、そういう疑問もありまして、ほとんどの方が中
身が分からないという状況がありました。実際には、避難する場合に、どの程度
のものがあるかということも必要ではないかと思えますけれども、市民がこれ
を知るといことは重要ではないかと思えますが、この点については、いかがで
しょうか。

○海老本防災危機管理課長

防災倉庫につきましては、市が主に開設する避難所に合わせて地域型防災倉
庫として設置しておりまして、備蓄している資機材につきましては、避難所開設
初期から必要なものとして、ロールマットや毛布、段ボールベッド、室内用防災
テントなどを用意しております。

一方で、保管スペースも限られておりますことから、量的に決して十分ではな
いことや、あくまで標準的なもので、個々人のニーズに沿う形ではないことから、
個人で必要なものは各自御準備の上、避難所にお越しいただくことを、これまで
出前講座等を通じて啓発しているところです。

今後も引き続き、出前講座や自主防災組織などを対象とした研修会等で広く
周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○仲小路委員

ということは、内容については特にお知らせする機会はないということで、よ
ろしいですかね。

○海老本防災危機管理課長

一括で発表するということは考えておりません。個別でお問合せがあればお
答えいたしたいなと思っております。

以上でございます。

○仲小路委員

分かりました。ありがとうございます。

○中本委員

それでは、投票率の向上についての質問をさせていただきます。

御承知のように、今年秋には市長・市議会議員の一般選挙が執行されます。

ずっと投票率の向上に向けて、いろんな、今まで質問してまいりました。

選挙管理委員会の会議の中で、どういう議論をされていたのか、また、どのような方法で投票率の向上を図ろうというような内容であったかどうかということを、まずお聞きしたいと思います。

○松村選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会におきましては、投票率の向上に向けた様々な話合いを行っており、その中で、委員からは積極的に意見が出されております。

この話合いの結果、今年の秋に執行されます、市長・市議会議員一般選挙におきましては、高等学校において期日前投票所を設置することとしております。そのほか、委員からは会議の中で、市長・市議会議員選挙の啓発ポスターの作成等、選挙啓発についての提案や、出前講座の内容についての意見等も頂いております。

また、選挙時に委員が直接企業に啓発ポスターや啓発用品を持って行き、投票の呼びかけを行っておりますが、これも選挙管理委員会の会議の中で決定し、実施しております。

投票率の向上につきましては、地道な啓発を継続していくことが大切であると考えております。中でも、若いうちから選挙に関心を持ってもらい、意識を高めることが大切であると思います。

こうしたことから、以前から行っております、小中学生に対する選挙啓発作品の募集、高等学校での出前講座の開催、期日前投票立会人に高校生を選任するほか、先ほど申しました、高等学校での期日前投票所の設置等に学校の協力を頂きながら取り組むことにより、長期的な視点で投票率の向上を図りたいと考えております。

以上です。

○中本委員

新年度の予算説明の中で、一定の説明があった中で理解はいたしております。今回は、高等学校において期日前投票所を設置するということであります。まず、

これが1点だと。新しいやり方によって、一歩前進かなというふうに理解をし、注視しなければならないというふうに思っております。

常にいろんな企業等に啓発ポスター、啓発用品、そんなものを投票の呼びかけによって使っているということも、これも大事なことで。さらには、高等学校での出前講座の開催、期日前投票立会人については高校生というようなことで、今年度は投票率が少しでも上がるようにというふうに期待をいたしております。

ちなみに、直近のいろんな周辺の投票率を調べてみますと、下松市が2004年度では73%だったのが、2024年度は44%、さらに、周南市議選が40人も立候補した中で投票率が46.8%と、非常に低い投票率であります。

光市議選が市長選と同時選挙でありましたので、前回は63.6%と、まずまずの投票率だったかなというふうに思っております。

いろんな面で投票率の向上については、全国的に様々な事業活動をしておりますが、非常に難しいような気はいたしております。

しかしながら、宇部市では、実際にいろんな活動をしている。宇部市の事例では高校生の活動で、選挙権を持った高校生が、祭りで投票率の向上のアンケートを調査し、あるいは、光市と同じように立会人になっているということ。

一方では、小学生が、非常に投票率が気になって、将来がどうなるんだろうということで、その作文を書いたのを直接、市長に申し上げて、市長がそのまま即、いろんな形で実行に移していくというような大きなニュースがありました。

そういったことで、いろんなところで、中学生、高校生の、あるいは議会の傍聴も必要かも分かりません。ぜひ、この秋の市長選挙・市議会議員選挙の投票率が少しでも上がるように期待をしております。

全国のいろんな事例あるいは宇部市の事例もかなり評価されているようですので、しっかりと投票率の向上に向けて、選挙管理委員会の中でも議論しながら、ぜひ、投票率が上がるような、向上をさらに推し進めていただきますようお願いをしておきます。

以上です。

○西崎委員

ただいまの中本委員が質問いたしましたことに対する、松村選管事務局長からの回答について、ちょっと質問があるんですが。

高校に期日前投票所を設けると、これも私、初めて聞いたんですが。その高校とは、光高校と聖光高校でよろしいですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

光高校と聖光高校を予定しております。

以上です。

○西崎委員

これは、10月27日の本投票日は、ここは投票所にはしないわけですね。あくまでも期日前投票所のみというふうに考えていいですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

当日投票所ではなくて、期日前投票所を開設するということでもあります。
以上です。

○西崎委員

御存じのように、この2校は場所的に非常に近いんです。近距離にあります。これは、18歳以上の高校生のみならず、近隣の住民ももちろん期日前投票に行ってもいいと思うんですが、どうして、光井の非常に近いところに、高校だけにそういうふうな便宜を図ったのか、説明をしてください。

○松村選挙管理委員会事務局長

この高等学校での期日前投票所の設置につきましては、高校生に対する啓発、選挙に対する啓発、そういったところに主眼を置いて設置するということで、距離的には近いかも分かりませんが、2校で開設するというようにしております。
以上です。

○西崎委員

ただいまの松村事務局長の説明によると、一般の方は、この2校に期日前投票に行くことはできないというふうに解釈してよろしいんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

今の2校の期日前投票所で、一般の方の投票というのはできます。
以上です。

○西崎委員

そうすると、私の初めの質問に対する答えがないんですけど。2校の近くにある有権者のみ、非常に便宜を図るような、今、仕構えにするんだということでございますけど、この辺はいかがお考えですかね。

○松村選挙管理委員会事務局長

この高等学校での期日前投票所については、一般の方も投票はできるんですけれども、設置の主眼といいますか、主な目的としては、高校生に対する啓発ということで設置をすることとしております。

以上です。

○西崎委員

18歳以上の2校の高校生を対象にした期日前投票所とするんなら、私も納得ができるんです。

ところが、今は期日前投票所っちゃうのは、市役所本庁に来ないとできません。市内各所に点在する支所、出張所ではないんです。今のような便宜を図るんなら、ここへ設けてもいいんじゃないんですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

先ほどから申し上げているように、この高等学校での設置の目的というのが、現在、非常に投票率が低い、高校生、若年層に対する啓発とか、そういった若年層の意識を高めて、長い目で見たときに投票率が上がるような施策ということで、高等学校で開設をしたいというふうに考えておりまして。

もちろん、一般の方も投票はできますが、特に高校生に対して、こういった取組をしたいということで行うものでございます。

以上です。

○西崎委員

私の質問に対する、あまり的確な回答じゃないというふうに私は思います。

選挙っちゃうのは、一番、選管が心がけんにゃならんのは、有権者の投票行動、投票の場所、時間、これ、均一、公平じゃなきゃいけないのですよ。ある特定の場所だけに異常な投票の便宜を図るようなことがあってはならないんです。

これは、選挙管理委員会で集まって話をした結論だということでございますが、そういう観点が何か欠落しているように思うんですけど、いかがですか。

○松村選挙管理委員会事務局長

もちろん、委員のおっしゃるとおり、有権者の投票の機会の平等というところは大切だろうと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、この取組については、高校生、若年層に対する意識を高めてもらって、選挙の投票行動に結びつけてもらいたいといったところでの取組ですので、そのあたり御理解を頂きたいと思います。

以上です。

○西崎委員

そういう期日前投票所を増やすっちゃうのは、投票率を上げる一つの手段として、私も理解しておりますが。

これは、室積から浅江まで、支所、出張所に拡大したらどうですか。その辺をちょっと、お答え願います。

○松村選挙管理委員会事務局長

今現在、各出張所に期日前投票所を設けるといったことは考えておりません。

現在、大和の支所につきましては、期日前投票所を本庁と同じ期間、開設しております。

以上です。

○西崎委員

大和、それから、たしか3日ぐらいだったと思うんで、牛島出張所にはあるんです。そういう観点からすると、やろうと思えばできんことはないと思うんですが、いかがでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

出張所につきましては、現時点では考えていないということで、現時点では先ほど申しました、高等学校に期日前投票所を設けたいと、若年層に対する啓発を主眼に置いてやりたいということでございます。

以上です。

○西崎委員

18歳以上の高校生に対する便宜を図るっちゃうのは、これは納得できますが、近隣住人も高校の講堂に行って、事前投票が、繰上げ投票ができるんだっていうのは、今の公平性の観点からすると、これは納得できません。

ひとつ、選挙管理委員会でもう一度、再度討論をする必要があると思います。どうでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

期日前投票所について、牛島のように区域を限定して投票ができるというような形はできますが、高等学校での期日前投票所については、いろいろなところから通学されておりますので、区域を限定したりとか、そういったこともできませんし、高等学校で行うのであれば、一般の方も来られれば投票できるという形

になります。

以上です。

○西崎委員

どうも、松村事務局長からの確なお答えがもらえないんですが。

他市の例を言うと、大型小売店、スーパーマーケット等で期日前投票所、あるいは本番の日にも投票所を設けているところが多いと思うんですが。

それからすると、光市は、非常に場所的に近い2つの高校だけに設けるということになると、有権者側から見たら、これは非常に、投票の便宜を図るところとそうでないところが、顕著に出るんですよ。この辺は非常に不公平だと思いますけど、それ、どうでしょう。

○松村選挙管理委員会事務局長

この高等学校での期日前投票所の設置については、先ほどから申し上げておりますように、若年層に対する意識を高めてもらうといったところに主眼を置いておりますので、将来的な投票率、今現在、非常に低いので、そういったことを考えたところに主眼を置いて、開設するというところでございます。

以上です。

○西崎委員

この問題は、水かけ論になりそうなんですが、2校の18歳以上の有権者、選挙権を有する高校生向けにやるんだというんなら、私は納得できる。

ただ、近くの住民も講堂に行って投票できるんだということになると、これは極めて、投票権の不平等。これを、もう、もろに光市選管は出したということになることは、忠告しておきます。

○早稲田委員

すみません、ちょっと補正予算書に戻るんですけども。でも、その他でも、ちょっと聞き逃したことを聞いてもよろしいでしょうか。内容について、ちょっと聞きたいです。

○委員長

内容について聞いてください。補正予算について問うのではなくて、内容について聞いてください。

○早稲田委員

はい。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○早稲田委員

それでは、その他（所管事務調査）ということで、質問させていただきます。

先ほど、消防費のほうで「防火服6セット」というふうにおっしゃったんですけれども。その防火服についてなんですけれども、セットって言われたので、普通に考えたら上着とズボンとかそういうことかなとは思うんですけれども、そのセットの中身とか。

あとは、ちょっと細かいことなんですけど、サイズとか、男性・女性用とかあるのかなっていう、ちょっと、すみません、疑問が湧きまして。その点について、御質問させてください。

○秦消防担当課長

それでは、早稲田委員からは、防火服の中身あるいはサイズの御質問かと思いますので、お答え申し上げます。

防火服につきましては、「セット」という表現をいたしましたけれども、内容につきましては、まず防火用のヘルメット、それから、防火用の上着及びズボン、それから、防火用の長靴、これがワンセットになったものでございます。

サイズにつきましては、汎用のサイズではございますけれども、LLとかL・M・Sというような、一般的な服のサイズのような形で分けをされておりますので、御質問のあった、女性が着用することも可能なものがございます。

以上でございます。

○早稲田委員

女性活躍の時代ですので、そういった点があって、ちょっと確認してみたかったところです。

もう一点なんですけれども。これもですけれども、施設の解体工事についてのところなんですけれども。

今、物価高とかがありますので、予算よりもオーバーしているのかとか、あとは、追加の金額なのか、それとも、解体丸ごとでこの金額なのか。すみません、先ほどは、ちょっと確認し忘れまして。そのあたり分かる範囲でいいので、教えていただければと思います。

○秦消防担当課長

それでは、旧 8 分団機庫の解体の内容についての御質問にお答えをいたします。

これにつきましては、現在、コンクリートブロック造、スレート張り、平屋 1 階建ての建物がございまして、老朽化が著しいために解体するものでございます。

解体の内容につきましては、基礎部分を含む機庫の解体と、解体後の埋め戻しを行うものとしております。

以上でございます。

○早稲田委員

はい、ありがとうございました。

以上です。